

を主たる事業として営むもの
三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
(人格及び住所)

第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下「組合」といふ)は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

(基準及び原則)
第七条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する)が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(名称)

第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 商工組合にあつては、商工組合

二 商工組合連合会にあつては、

2 組合は、前項の規定にかかわらず、その名称中に、商工組合又は商工組合連合会という文字に代えて、その組合員(商工組合連合会

にあつては、会員たる商工組合の組合員)の資格として定款で定められる事業(以下「資格事業」といふ)が工業、鉱業(土石採取業を含む)又は建設業に属するときは工業組合又は工業組合連合会という文字を、その他の業種に属するときは商業組合又は商業組合連合会という文字を用いることができる。

3 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いてはならない。

4 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(設立)

第九条 商工組合は、一定の地域において一定の種類の事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われていたため、その中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合に限り、設立することができるものとする。

第十条 商工組合の地区は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である他の商工組合の地区と重複するものであつてはならない。ただし、市街地における一定の地域を地区とし、その地区内において小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者のすべてが加入することのできるものとなつており、かつ、これらの事業を営む者以外の者が加入することができないこと

となつては、組合員たる商工組合(以下「商店街組合」といふ)の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とは、重複することを妨げない。

第十一条 商工組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を営む中小企業者及び第九条に掲げる事業を克服するため必要がある場合において定款で定めるときは次に掲げる者とする。

一 その地区内において資格事業を営む者であつて、中小企業者以外のもの

二 事業協同組合、事業協同小组合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合又は森林組合連合会であつて、その地区内において資格事業を行ふもの。ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。

第十二条 商工組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

2 中小企業者以外の者が加入することができ、商工組合は、全国における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われてはいる事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小企業者であり、かつ、総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、設立することができない。

(商工組合連合会の設立)

第十三条 商工組合連合会は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である商工組合その他その行ふ第十七条第一項の事業の総合調整を行ふのでなければ第九条に掲げる事業を克服することが困難であると認められる商工組合が、その同一である資格事業その他第十七条第一項の事業の総合調整を要する資格事業についてするのでなければ、設立することができない。

第十四条 商工組合連合会の地区は、全国とする。ただし、商業又はサービス業に属する事業を資格事業とするものの地区は、都道府県の区域によることができる。

第十五条 商工組合連合会の地区は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である他の商工組合連合会の地区と重複するものであつてはならない。ただし、商店街組合をもつて組織する商工組合連合会の地区と商店街組合以外の商工組合をもつて組織する商工組合連合会の地区とは、重複することを妨げない。

第十六条 商工組合連合会は、会員たる資格を有する商工組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

第二節 事業
(商工組合の事業)

第十七条 商工組合は、次の事業の全部又は一部を行ふものとする。

一 組合員が生産(加工を含む)以下この号において同じ)をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取の数量若しくは方法に関する制限

二 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事業を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

四 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事業を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

五 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類又は提供の数量若しくは方法に関する制限

六 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事業を克服することが著しく困難である場合における役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

七 技術的理由により第一号、第三号又は第五号に掲げる制限を実施することが著しく困難である場合における資格事業に係る

- 物若しくは役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物若しくはその物の原材料の購買価格の制限
- 八 前各号に掲げる制限に附帯する事業
- 2 商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
- 二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入
- 三 組合員の福利厚生に関する施設
- 四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 五 前各号の事業に附帯する事業
- 3 商工組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に前項の事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分額の総額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分額の総額の百分の二十をこえてはならない。
- 4 商工組合は、その事業に関し組合員のためにする組合協約を締結することができる。
- 5 商工組合の事業については、協同組合法第九條の二第二項、第四項から第八項まで及び第九條の三から第九條の七まで(事業協同

組合の事業)の規定を準用する。
(調整規程の認可)

第十八条 商工組合は、その実施しようとする前条第一項の事業(以下「調整事業」という。)に関し次の事項を定めた規程(以下「調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 前条第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間

二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に関する事項

第十九条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 第九条に掲げる事業を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第二十条 主務大臣は、第十八条の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第十八条の認可があつたものとみなす。この場合には、商工組合は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきこと

とを請求することができる。

3 主務大臣が第十八条の認可の申請に関し商工組合に報告を求め、又は関係行政機関に照会を発したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を発したときは、遅滞なく、その旨をその商工組合に通知しなければならない。

(調整規程の変更命令及び認可の取消)

第二十一条 主務大臣は、調整規程の内容が第十九条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その商工組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の廃止の届出)

第二十二条 商工組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調整規程の設定等の議決)

第二十三条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

(過怠金)

第二十四条 商工組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程

に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(監査員)

第二十五条 商工組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行うため、監査員を置くことができる。

(従業員に対する配慮)

第二十六条 商工組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当つては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

第二十七条 商工組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入については、その離職した者に優先権を与え、その雇入に努めなければならない。

(組合協約の認可)

第二十八条 商工組合がその行う調整事業に関し組合員たる資格を有する者と締結する第十七条第四項の組合協約は、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第九条に掲げる事業を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 その組合協約又はその変更後の組合協約の定によりその相手

方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定により遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の組合協約については、第二十条から第二十二條までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「第十九条各号」とあるのは、「第二十八條第二項各号」と読み替へるものとする。

(組合交渉の応酬)

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、商工組合の代表者(その商工組合が会員となつてゐる商工組合連合会の代表者を含む。)が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に関し第十七条第四項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一 商工組合の組合員と資格事業に関し取引関係のある事業者であつて、中小企業者以外のもの

二 商工組合の組合員と資格事業に関し取引関係のある事業者をもつて組織する第十一条第二号に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合

三 商工組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの

四 地区内において資格事業を行う事業者(農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれらに類するもので政令で定めるもの並びに資格事業を

営む者を除く。)であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの(政令で定める者に限る。)

2 商工組合の代表者は、調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に關し、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき總會の承認を得なければならぬ。

二 前号の制限を実施するための検査の方法の総合調整
三 手数料及び過怠金に關する事項の総合調整
(準用)

第三十条 主務大臣は、前条第一項の規定による申出が行われた場合において、その商工組合の組合員たる中小企業者の經營の安定のため特に必要があると認めるときは、その商工組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勧告をすることができ

(商工組合連合会の事業)

第三十一条 商工組合連合会は、會員たる商工組合が行う調整事業の全部又は一部についての総合調整及びこれに附帯する事業を行うものとする。

(総合調整規程の認可)

第三十二条 商工組合連合会は、その実施しようとする前条の事業に關し次の事項を定めた規程(以下「総合調整規程」といふ)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 會員たる商工組合が行う第七、七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間の総合調整

第三十三条 商工組合連合会の事業については、第十七条第二項から第五項まで、第十九条から第二十五条まで及び第二十八条から第三十条までの規定を準用する。この場合において、第十七条第二項第一号、第三号及び第四号、第三項並びに第四項中「組合員」とあるのは「會員たる商工組合及びその組合員」と、第二十八条第一項及び第二項第二号中「組合員」とあるのは「會員たる商工組合の組合員」と、第二十九条第一項及び第三十条中「商工組合の組合員」とあるのは「商工組合連合会の會員たる商工組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

(出資)

第三十四条 第十七条第二項(前条)において準用する場合を含む。の事業を行う組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」といふ)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であつて、組合の承諾を得たものは、この限りでない。
3 出資組合の組合員の責任は、第四十条において準用する協同組合法第十二条第一項の規定による経

實の負担のほか、その出資額を限度とする。
4 出資については、協同組合法第十條第二項、第三項及び第五項(出資一口の金額等)の規定を準用する。

(非出資組合の組合員の責任)

第三十五条 出資組合以外の組合(以下「非出資組合」といふ)の組合員の責任は、第四十条において準用する協同組合法第十二条第一項の規定による経實の負担を限度とする。

(議決権及び選挙権)

第三十六条 組合員は、各々一個の議決権及び役員又は總代の選挙権を有する。ただし、商工組合連合会の會員に對しては、その組合員の數に應じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

2 議決権及び選挙権については、協同組合法第十一條第二項から第五項まで(議決権等の行使)の規定を準用する。

(加入)

第三十七条 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口數に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払をした時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時(第三十四條第二項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時)に組合員となる。

2 非出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(脱退)

第三十八条 非出資組合の組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

3 組合員の脱退については、協同組合法第十九條法定脱退の規定を、出資組合の組合員の脱退については、協同組合法第十八條(自由脱退)及び第二十條から第二十二條まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(持分の払戻の特例)

第三十九条 出資組合の組合員が第三十四條第二項ただし書の承諾を得た場合については、協同組合法第二十條から第二十二條まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(準用)

第四十条 組合員については、協同組合法第十二條(経實の賦課)、第十三條(使用料及び手数料)及び第十四條(加入の自由)の規定を、出資組合の組合員については、同法第十六條(相続による加入)、第十七條(持分の譲渡)及び第二十三條(出資口數の減少)の規定を準用する。

第四節 設立、管理、解散及び清算

(発起人)

第四十一条 商工組合を設立するには、その組合員にならうとする四

人以上の中小企業者が、商工組合連合会を設立するには、その會員にならうとする二以上の商工組合が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第四十二条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号(商工組合連合会にあつては、第一号を除く。)に適合しているとき、認可をしなければならない。

一 資格事業について第九條に掲げる事象が生じていること。
二 商工組合にあつては第十二條の、商工組合連合会にあつては第十六條の要件を備えていること。

三 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
四 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當であること。

五 第十七條第二項(第三十三條)において準用する場合を含む。の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な經營的基礎を有すること。

3 主務大臣は、前項第一号に適合しているかどうかについて中小企業安定審議会に諮問して定める判定の基準に従わなければならない。

4 第一項の認可については、第二十條の規定を準用する。

(定款)

第四十三條 組合の定款には、次の事項（非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払戻の方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立の方法
- 十一 役員の数及びその選挙に関する規定
- 十二 事業年度
- 十三 公告の方法
- 2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。
- 3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

第四十四條 次の事項は、定款で定

めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定

- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

（移行）
第四十五條 非出資組合であつて、第四十七條第二項（第三十三條において準用する場合を含む。）の事業を行うものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。

3 総代会においては、第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十五條第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができな

い。
4 第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において第四十九條の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

5 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九條第二項及び第三項（出資の第一回の払込の金額及び現物出資の給付）の規定を準用する。

第四十六條 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

2 前項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二條まで（持分の払戻）、第五十六條及び第五十七條（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第四十九條」とあるのは、「第五十條」と読み替へるものとする。

（準用）
第四十七條 組合の設立については、協同組合法第二十七條（創立総会）、第二十八條理事への事務引継ぎ）及び第三十條から第三十二條まで（成立の時期等）の規定を、出資組合の設立については、同法第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込）の規定を準用する。この場合において、同法第三十一條中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

2 組合の管理については、協同組合法第三十五條から第五十五條まで（役員、総会、総代会等）の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六條、第五十七條（出資一口の金額の減少）、第五十八條第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第五十九條第一項及び第二項、第六十條（剰余金の配当）並びに第六十一條（組合の持分取得の禁止）の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條の二、第四十八條及び第五

十五條の二、第四十八條及び第五

十一條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第三十九條第一項中「規約」とあるのは「規約、調整規程又は総合調整規程」と、同法第四十條の二及び第四十五條第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「総組合員の十分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上）に当る議決権を有する会員」と、同法第四十一條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上）に当る議決権を有する会員」と、同法第四十一條第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員）」と、同法第二項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」と、同法第五十一條第三項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二條第二項」と、同法第五十三條中「総組合員の半数以上」とあるのは「総組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の半数以上）に当る議決権を有する会員」と読み替へるものとする。

3 組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條第一項、第三項及び第四項、第六十四條か

ら第六十六條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條（解散及び清算の規定）、出資組合の合併については、同法第六十三條第二項（合併の手続）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二條第一項第五号中「第六十六條第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九條第一項から第三項まで」と、同法第二項及び同法第六十三條第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二條第二項」と、同法第六十九條中「総組合員五分の一以上」とあるのは「総組合員五分の一以上（商工組合連合会に在りてハ議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル会員）」と読み替へるものとする。

第五節 登記
（設立の登記）
第四十八條 組合は、第四十二條第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九條第一項から第三項までの規定による出資の払込）があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、次の事項（非出資組合にあつては、第五号の事項を除く。）を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称

（規約）

九八

役員全員の申請によつてである。

を述べた侵略者があるときはこれ

の組織に関する法律第四十八條第

命することかてきる。

しても同様とする。

4 第一項の規定による命令があつたときは、その命令の対象となつた中小企業者のうちその商工組合に加入すること支障がある者は、その命令があつた日から起算して二週間以内に行政庁にその旨の認証を求めることができる。この場合において当該行政庁は、その認証を第一項の規定による命令の実施の日から二十日以内にしなければならない。

に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

る商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合連合会の会員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適當でないと認められる場合において、このような状態が継続することとは、資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

める資格事業につき、第五十六条又は第五十七条の規定により生産の設備の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

五十七条の規定による命令をしよとすると、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合に対し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

(命令の変更又は取消)

第六十二条 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(脱退の特例)

第六十三条 第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失うまでは、第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる理由による場合を除き、脱退することができない。

第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

(事務の処理)

第六十四条 主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令

6 商工組合は、前項の規定の適用を受ける者に対し、その商工組合の調整規程で定める例に従い、その調整事業に係る制限を実施するため必要限度において、検査を行い、手数料、経費及び過怠金を課することができる。

一 その地区内において資格事業を営む者であつて中小企業者以外のもので及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体が加入することができる。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつて

3 第一項の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

第六十條 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をしよとすると、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

(命令の変更又は取消)

第六十二条 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(脱退の特例)

第六十三条 第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失うまでは、第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる理由による場合を除き、脱退することができない。

第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

(事務の処理)

第六十四条 主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令

7 第一項の規定による命令に係る商工組合は、その命令があつた日から九十日以内に、その商工組合の実施している調整規程を変更するかどうかについて、総会の議決を経なければならない。

三 前条第一項第三号の要件を備えていること。

一 会員たる商工組合のすべてが前条第一号の要件を備えていること。

第六十條 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をしよとすると、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

第六十二条 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(命令の変更又は取消)

第六十二条 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(脱退の特例)

第六十三条 第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失うまでは、第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる理由による場合を除き、脱退することができない。

第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

(事務の処理)

第六十四条 主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令

8 前項の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

第五十七條 主務大臣は、次に掲げる要件を備える商工組合連合会の地区内において資格事業を営む者であつてその会員たる商工組合の組合員以外のもの（中小企業者を除く）の事業活動が第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

二 その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体の総数の三分の二以上が会員たる商工組合の組合員となつて

第六十條 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をしよとすると、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

第六十二条 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(命令の変更又は取消)

第六十二条 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(脱退の特例)

第六十三条 第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失うまでは、第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる理由による場合を除き、脱退することができない。

第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

(事務の処理)

第六十四条 主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令

令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部はその命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合が処理すべき旨を定めることができる。

(手数料)

第六十五条 第五十六条又は第五十七条の規定による命令に基く登録、割当、検査その他の処分を受ける者は、省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において省令で定める額の手料を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第六十六条 次に掲げる者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

一 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者

第七節 監督

(主務大臣の命令)

第六十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由が

ないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(役員等の解任)

第六十八条 主務大臣は、第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは監査員が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(商工組合等に対する解散の命令)
第六十九条 主務大臣は、商工組合が第九條又は第十二條に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工組合に対し、解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、商工組合連合会が第十六條に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき、又はその会員たる商工組合が一同なつたときは、その商工組合連合会に対し、解散を命ずることができる。

3 主務大臣は、組合が第六十七条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行

うのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第六六條の二(弁明の機会の供与)の規定を準用する。

(不服の申立)

第七十条 第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条又は第五十八条の規定による命令又は第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができる。

2 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、その行為のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができる。ただし、行為の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

(準用)

第七十一条 組合の監督については、協同組合法第四四條から第五五條の二まで(不服の申出等)の規定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五五條第一項中「總数の十分の一以上」とあるのは「總数の十分の一以上(商工組合連合

会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する会員)」と読み替へるものとする。

第八節

中小企業安定審議会並びに中央中小企業調停審議会及び都道府県中小企業調停審議会

第七十二条 通商産業省に、中小企業安定審議会を置く。
第七十三条 中小企業安定審議会(以下「安定審議会」という)は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業に關する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合に、安定審議会に諮問しなければならない。

一 第十八條の規定により第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程の変更の認可をしようとするとき。

二 第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条又は第五十八条の規定による命令をしようとするとき。

第七十四条 安定審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、安定審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十五条 安定審議会の委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第七十六条 安定審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十七条 安定審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

第七十八条 安定審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七十九条 安定審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 安定審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて安定審議会の決議とすることができる。

第八十条 前條に定めるもののほか、安定審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業大臣が定める。

(中小企業調停審議会)

第八十一条 通商産業省に、中央中小企業調停審議会を置く。

2 都道府県は、第九十五条の政令で第三十條の規定による主務大臣の勧告の権限の全部又は一部が都道府県知事に委任されたときは、都道府県中小企業調停審議会を置くことができる。

第八十二条 中央中小企業調停審議会は関係各大臣の、都道府県中小企業調停審議会は都道府県知事の諮問に応じ、組合協約に關する重要事項を調査審議する。

第八十三条 中央中小企業調停審議会は会長一人及び委員九人以内で、都道府県中小企業調停審議会

は会長一人及び委員六人以内で組織する。

第八十四条 中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する)の会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣又は都道府県知事が任命する。

第八十五条 調停審議会の会長及び委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八十六条 調停審議会の会長及び委員は、非常勤とする。

第八十七条 調停審議会の会長は、会務を総理する。

第八十八条 前条に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業大臣又は都道府県知事が定める。

第九節 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第八十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む)の認可を受けた組合規約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引

方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第二十一条(第二十八條第三項(第三十三条において準用する場合を含む)又は第三十三条において準用する場合を含む)の規定による処分をした場合を除く)。

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、組合が第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む)の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に對価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との關係)

第九十条 主務大臣は、第十七条第一項第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第十八条若しくは第三十二条の認可をしうるとき、又は

その調整規程若しくは総合調整規程に係る組合規約について第二十八條第一項(第三十三条において準用する場合を含む)の認可をしうるときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第十八条、第二十八條第一項(第三十三条において準用する場合を含む)若しくは第三十二条の認可をしうるとき(前項に規定する場合を除く)、又は第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしうるときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第二十一条(第二十八條第三項(第三十三条において準用する場合を含む)又は第三十三条において準用する場合を含む)又は第六十一条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第十八條若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第十九条各号(第三十三條において準用する場合を含む)に適合するものと認めるとき、又は組合が第二十八條第一項(第三十三條において準用する場合を含む)の認可を受けた組合規約の内容が第二十八條第二項各号(第三十三條において準用する場合を含む)に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第二十一条(第二十八條第三項(第三十三條に

おいて準用する場合を含む)又は第三十三條において準用する場合を含む)の規定による処分をすべきことを請求することができる。

(排除措置)

第九十一条 公正取引委員会は、商工組合の組合員又は商工組合連合会の会員たる商工組合の組合員であつて中小企業者以外のものが第二十七條第二項(第三十三條において準用する場合を含む)の事業を利用することが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を實質的に制限し、又は制限するおそれがあると認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

2 前項の場合については、協同組合法第八十條及び第九十條(排除措置の手續等)の規定を準用する。

(報告の徴収)

第九十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合員たる資格を有する者、第二十九條第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第五十八條の規定による命令に係る生産の設備を設置している者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第九十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、そ

の職員に、組合員たる資格を有する者又は第五十八條の規定による命令に係る生産の設備を設置している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第九十四条 この法律における主務大臣は、組合の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十條の規定による勧告に關しては、その交渉の相手方の行い事業を所管する大臣(その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行い事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)及び組合の資格事業を所管する大臣とする。

2 第五十五條第四項に規定する行政庁は、都道府県知事とする。

3 主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消又は勧告をしうるときは、

通商産業大臣に協議しなければならない。

(権限の委任)

第九十五条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第四章 組織変更

(事業協同組合への組織変更)

第九十六条 次の各号に適合する商工組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、事業協同組合になることができる。

一 第十七条第二項の事業を行つてゐること。

二 協同組合法第七條第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者のみが組合員となつてゐること。

三 組合員の全部に出資をさせてゐること。

四 その商工組合について第五十五條第一項若しくは第五十六條の規定による命令がされ、又はその商工組合が組合員となつてゐる商工組合連合会について第五十七條の規定による命令がされてゐないこと。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4 総代会においては、第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十五條第六項の規定にか

わらず、第一項の規定による組織変更について議決することができない。

5 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

6 前項の認可については、協同組合法第二十七條の二第四項(設立認可の基準)及び第百十一条(所管行政庁)の規定を準用する。

7 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十九條第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

8 商工組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(商工組合への組織変更)

第九十七條 次の各号に適合する事業協同組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、出資組合たる商工組合になることができる。

一 資格事業について第九條に掲げる事態が生じてゐること。

二 その地区が資格事業の種類の一部又は一部が同一である商工組合の地区と重複するものであること。(商店街組合になる事業協同組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とが重複する場合及び商店街組合以外の商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合の地区とが重複する場合を除く。)

三 第十二條の要件を備えてゐること。

2 前項の規定による組織変更については、前条第二項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第六項中「協同組合法第二十七條の二第四項」とあるのは「第四十二條第二項」と、同条第七項中「第九十九條第一項」とあるのは「第百條第一項」と、同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

(役員の変更)

第九十八條 商工組合が第九十六條第一項の規定により事業協同組合になつたとき、又は事業協同組合が前条第一項の規定により商工組合になつたときは、次条第一項又は第百條第一項の規定による登記をした日から九十日以内に、役員全部の改選をしなければならない。

(組織変更の登記)

第九十九條 商工組合は、第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四條において準用する協同組合法第八十八條の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合については登記については、協同組合法第九十七條第一項及び第百條第一項及び第百條第二項の登記の申請の規定を準用する。

二項(解散の登記の申請)の規定を、事業協同組合についてする登記については、同法第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條(設立の登記の申請)の規定を準用する。

第百條 事業協同組合は、第九十七條第二項において準用する第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第八十八條の登記を、商工組合については第四十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合については登記については、協同組合法第九十七條第一項及び第百條第二項(解散の登記の申請)の規定を、商工組合については登記については、第五十一條第一項及び第百條第二項並びに協同組合法第九十四條(従たる事務所の所在地における設立の登記の申請)の規定を準用する。

第五章 中小企業団体中央会

第百一條 中小企業団体中央会については、協同組合法の定めるところによる。

第六章 罰則

第百二條 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又は

これを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第百三條 次の各号に掲げる者がその職務に関しわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

一 第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の役員又は職員

二 第六十四條の規定により第五十六條又は第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するもの

第百四條 前条各号に掲げる役員又は職員にならんとする者がその担当すべき職務に関し請託を受けてわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条各号に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条各号に掲げる役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百五條 前二條の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六百六条 第三百三条又は第四百条に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六百七条 第六十六條の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六百八条 第五十六條、第五十七條又は第五十八條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六百九条 第十八條又は第三十二條の認可を受けずに調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第六百十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八條第三項の規定に違反した者

二 第十七條第五項(第三十三條において準用する場合を含む。)

九條の三第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十二條(第二十八條第三項(第三十三條において準用す

る場合を含む。))又は第三十三條において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第七十一條において準用する協同組合法第五十五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第九十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第九十三條第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十一條 第六十一條又は第六十七條の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第七十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十八條又は第九十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本条の刑を科する。

第七十三條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合又は事業協同組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める登記を怠つたとき

二 第九十六條第八項(第九十七條第二項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

第七十四條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行ふことができる事業以外の事業を行つたとき

二 第十七條第三項(第三十三條において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき

第七十五條 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第八條第四項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第七十六條 組合については、協同組合法第七十五條第三号から第十一号まで及び第十五号から第十八号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第七十七條 第九十一條第二項において準用する協同組合法第八十條において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律(以下「新法」という。))は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(中小企業安定法の廃止)
第二条 中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号以下「旧安定法」という。))は、廃止する。

(商工組合等への移行)
第三条 旧安定法による調整組合又は調整組合連合会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなす。

第四条 旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員であつて、新法の施行の際現にその職にあるものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなす。

2 前項の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなされた者の任期は、それぞれその者が旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員となつた日から起算する。

第五条 附則第三条の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなされた調整組合又は調整組合連合会は、新法の施行の日から三月以内に必要なる定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可の申請をしなければならない。

2 主務大臣は、前項の調整組合又は調整組合連合会が同項の期間内に同項の申請をしなかつたときは、その調整組合又は調整組合連合会に対し、解散を命じなければならない。

3 第一項の調整組合又は調整組合連合会は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。

4 前項の場合については、協同組合法第八十八條(解散の登記)及び第九十七條第三項(解散の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、同項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

5 第一項の調整組合又は調整組合連合会については、第八條第一項の規定は、第一項の定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があるまでは、適用しない。

第六條 新法の施行前に前条第一項の調整組合又は調整組合連合会について旧安定法により調整組合登記簿又は調整組合連合会登記簿に登記された事項は、新法の施行の日においてそれぞれ新法により商工組合登記簿又は商工組合連合会登記簿に登記されたものとみなす。

(名称)
第七條 新法の施行の際現にその名称中に商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いている者は、新法の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第八條第三項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(処分等の効力)
第八條 新法の施行前に旧安定法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その二) 中小企業団練法案外二案

によつてしたものとみなす。
(旧安定法の効力に關する経過規定)

第九条 旧安定法第二十九条第一項若しくは第二項又は第二十九条の二の規定による命令については、同法は、附則第三条の規定にかかわらず、新法の施行の日から一月間は、なおその効力を有する。

第十条 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十号)第三十条第三項及び第三十一条第二項の適用については、旧安定法は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(協同組合法の改正)
第十一条 協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業団体中央会

第七十条を次のように改める。

(種類)

第七十条 中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)及び全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)とする。
第七十二条第一項第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同項第二号中「全国中小企業等協同組合中央会」を「全国中小企業団体中央会」に改める。

第七十四条第一項第一号中「組合」の下に「商工組合及び商工組合連合会(以下「組合等」という。)」を、「指導」の下に「並びに連絡を」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「組合」を「組合等」に改め、同項第五号中「組合」を「組合等」及び「中小企業」に改め、同条第二項中「組合及び中央会」を「組合等、中央会及び中小企業」に改める。

第七十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 組合等の連絡
第七十五条第一項第二号及び第三号中「組合」を「組合等」に改め、同項第四号中「組合及び都道府県中央会」を「組合等、都道府県中央会及び中小企業」に改める。

第七十六条第一項第一号及び第二項第二号中「組合」を「組合等」に改める。
第八十一条第二項及び第八十二条の十二中「組合」を「組合等」に改める。

第九十二条第二項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

第十二条 協同組合法による中小企業等協同組合中央会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において改正後の協同組合法による中小企業団体中央会になつたものとみなす。
2 前項の場合については、附則第四条から第六条までの規定を準用する。

(罰則の経過規定)

第十三条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第九条の規定により旧安定法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同条に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

(報告書は會議録追録に掲載)

中小企業団体系法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第二十六回国会内閣提出衆議院送付本院継続審査)
本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十三年十一月十三日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(登録法の改正)

第一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合中央会」を「商工組合、商工組合連合会、中小企業団体中央会」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に、「中小企業団体の組織に関する法律」を加える。

(印紙法の改正)

第二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ八中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同条第六号中「中小企業等協同組合ノ登録出資証券」の下に、「預金通帳」を加え、「若ハ輸出入組合」を「輸出入組合、商工組合若ハ商工組合連合会」に改め、同条第九号ノ四中「貯金証券」を「預金証券」に改める。

(商工組合中央金庫法の改正)
第三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

「所屬組合」を「所屬団体」に改める。
第一条第一項中「(堀業組合ヲ含ム)」を「(其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体)」に改める。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会」を、「事業協同組合」の下に、「商工組合」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七条第一項を次のように改める。
左ニ掲グル者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ
一 政府
二 中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会
三 堀業組合(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)
四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)
五 酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)

第二十七条第一項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、堀業組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。
第二十八条第一項第六号中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、堀業組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。

第二十九条第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、堀業組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。
同項第四号中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、堀業組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。

(所得税法の改正)

第四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

(法人税法の改正)

第五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

第九條第六項中「中小企業等協同組合(企業組合を除く。)」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六條 前条の規定による改正後の法人税法第九條第六項の規定は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正)

第七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項ただし書中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加え、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に、「当該事業協同組合又は協同組合連合会」を「当該事業協同組合又は協同組合連合会」に改める。

同組合連合会」を「当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 中小企業団体の組織に関する法律

(昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正)

第八條 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号の二中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

(中小企業庁設置法の改正)

第九條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号の次に次の一号を加え、同項第十号を削る。

二の二 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行に関する法律

第五條第一項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、同条第二項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、「中小企業安定法」を「中小企業団体の組織に関する法律」に改める。

(運輸省設置法の改正)

第十條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の九中「中小企業等協同組合」の下に「並びに商工組合及び商工組合連合会」を加える。

(地方税法の改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第七十二條の五第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び調整組合連合会」を削る。

第七十二條の十八第二項中「及び輸出組合」を「輸出組合、商工組合及び商工組合連合会」に改める。

第七十二條の二十二第四項第五号中「(企業組合を除く。)」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七十三條の四第一項第八号中「及び中小企業等協同組合」による組合(企業組合を除く。及び連合会)、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)による組合及び連合会(企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項(同法第三十三條)において準用する場合

を含む。)に規定する事業のみを行うものを除く。)に改める。

第二百九十六條第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第三百四十八條第二項第十一号の二中「及び中小企業等協同組合法による組合(企業組合を除く。及び連合会)」を「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律による組合及び連合会(企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項(同法第三十三條)において準用する場合を含む。)に規定する事業のみを行うものを除く。)」に改め、同条第四項中「及び中小企業等協同組合法」を「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律」に改め、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項(同法第三十三條)において準用する場合を含む。)に規定する事業に使用する場合を除く。)に規定する事業に使用する場合を除く。に改める。

(中小企業信用保険法の改正)

第十二條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

「指定法人」を「信用保証協会」に改める。

第二條第二項を削り、第三項第四号を次のように改め、同項を

同条第二項とする。

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

第二條第四項第二号及び第三号中「組合」の下に「商工組合及び商工組合連合会」を加え、同項を同条第三項とする。

第四條第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改める。

(第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。)

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

その調停案を理由を附して公表することが出来る。

4 行政庁は、前二項のあつせん又は調停については、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならぬ。

第九条の七の次に次の四条を加える。

(火災共済協同組合)
第九条の七の二 火災共済協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業

二 前号の事業に附帯する事業

2 火災共済協同組合は、前項の事業のほか、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業をあわせ行うことができる。

(共済金額の制限)

第九条の七の三 火災共済協同組合は、共済契約者一人につき共済金額の総額が百五十万円をこえる火災共済契約を締結することができず、かつ、当該共済金額の総額が火災共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額(当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額)の百分の十五に相当する金額をこえる火災共済契約を締結することができない。ただし、省令で定める

ところにより、行政庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

一出資総額

二 第五十八条第一項の規定により積み立てた準備金の額

三 第五十八条第五項に規定する責任準備金のうち省令で定める金額

四 任意積立金の額

五 地方公共団体又は金融機関が当該組合のために支払を保証した金額

(火災共済の目的の譲渡等)

第九条の七の四 火災共済協同組合の目的が譲渡された場合においては、譲渡人は、火災共済協同組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する火災共済契約上の權利義務を承継することができ、この場合において、当該目的がその譲渡により火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という)の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該火災共済協同組合の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の七の二の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合(前項に規定する場合を除く)において、その際締結されていた火災共済協同組合の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、

当該財産に係る火災共済協同組合の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の七の二の規定を適用する。

(商法等の準用)

第九条の七の五 商法第三編第十章第一節第一款(第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く) (損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済協同組合について準用する。

2 保険募集の取締に關する法律(昭和二十三年法律第七十一号)の規定は、火災共済協同組合の行う火災共済事業に準用する。この場合において、同法中「大蔵大臣」又は「大蔵省」とあるのは「行政庁」と、同法第十八条第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に對する場合」とあるのは「その火災共済協同組合の組合員又はその火災共済協同組合の役員若しくは職員に對する場合」と読み替へるものとする。

第九条の九第一項第三号から第七号までを順次一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済

第九条の九のうち、第四項を第五項とし、第三項中「第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「第六項」を「第八項」に、「第九条の三」を「第九条の二」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができる。

第九条の九に第六項として次の一項を加える。

6 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九条の七の四第一項前段及び第九条の七の五の規定を準用する。

第十二条第一項中「企業組合」を「火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び企業組合」に改める。

第三節中第二十三条の二の次に次の一条を加える。

(事業協同小組の組合員に對する助成)

第二十三条の三 政府は、事業協同小組の組合員に對し、税制上、金融上特別の措置を講じなければならぬ。

第二十四条第一項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組、火災共済協同組合」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 火災共済協同組合は、千人以上の組合員がなければ設立することができない。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

(火災共済協同組合等の出資の総額)

第二十五条 火災共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

2 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資の総額は、五百万円以上でなければならない。

(火災共済協同組合の地区)

第二十六条 火災共済協同組合の地区は、第八条第三項の小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては、一の都道府県の区域の全部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行う小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては、全国とする。

第二十六条の二 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合は、当該都道府県につき一個とし、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、火災共済協同組合をもつて組織し、全國を通じて一個とする。

第二十七条の二第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書及び常務に從事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

第二十七条の二に第六項として次の一項を加える。

6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の

一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならぬ。
一 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するときは、

二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少なく認められるとき、

三 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適當でないとき認められるとき、

第三十三条第一項中「企業組合にあつては、」を「火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならぬ。

第五十一條第三項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第五十七條の二第四項中「前二条」を「第五十六條及び第五十七條」に改める。

め、同条を第五十七條の三とし、第五十七條の次に次の一条を加える。
(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)

第五十七條の二 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

第五十七條の三の次に次の二条を加える。
(火災共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)

第五十七條の四 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。
(火災共済協同組合等の余裕金運用の制限)

第五十七條の五 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会等として預金若しくは貯金の受入をする

ることが出来るものへの預金、貯金又は金銭信託
二 郵便貯金
三 国債、地方債又は省令で定め有価証券の取得

第五十八條第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、省令で定める。

第六十二條第二項の次に次の二項を加える。

3 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、第一項各号に掲げる事由のほか、第六十六條の三において準用する保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第十二條第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六十三條第四項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十八條第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六十六條の三において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項の規定及び第六十九條において準用する商法第四百七十七條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第六十八條の次に次の二条を加える。
(解散後の共済金額の支払)

第六十八條の二 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、總會の決議、第六十六條の三において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消又は第六十六條の三の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第六十二條第一項第四号に掲げる事由により解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、同項の期間が経過した日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分順序)
第六十八條の三 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済
二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払
三 残余財産の分配

第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿」の下に、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿を加える。

第六十六條の二の次に次の一条を加える。
(保険業法の準用)

第六十六條の三 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に準用する。

この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

第六十七條中「組合の組合員」を「組合(事業協同小組合を除く)の組合員」に改める。

第六十一條第一項第一号中「事業協同組合」の下に、「事業協同小組合」を、「第九條の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第一項第三号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、通

商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第百十一條第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県の区域をその地区とする火災共済協同組合については、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、政令の定めるところにより、設立の認可その他この法律による権限の一部を都道府県知事に委任するものとする。

第百十四條の二の次に次の一條を加える。

第百十四條の三 次の場合には、火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十七條の二の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二 第五十七條の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

三 第五十七條の五の規定に違反したとき。

四 第五十八條第五項又は第六項の規定に違反したとき。

五 第六十八條の三の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第六六條の三において準用する保険業法第八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若

しくは忌避し、又は同法第九條、第十條第二項若しくは第十二條の規定による命令に違反したとき。

第百十五條第二号の二中「第二項」を「第三項」に、「第九條の九第三項」を「第九條の九第四項」に改め、同条第二号の三中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十一号及び第十二号中「第五十七條の二」を「第五十七條の三」に、同条第十三号中「第五十八條」を「第五十八條第一項から第四項まで」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(共済金額制限の特例)
第二条 この法律の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下「新法」という)第九條の二第二項(同法第九條の九第四項において準用する場合を含む)の規定は、この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行っている事業協同組合又は協同組合連合会については、適用しない。

(火災共済協同組合への組織変更)
第三条 この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行っている事業協同組合又は協同組合連合会(以下「組合」という)は、この法律施行の日から一年以内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、火災共済協同組合になることができる。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の總會においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4 理事は、第一項の總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名簿及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

5 前項の認可については、新法第二十七條の二第六項(設立認可の基準)及び第百十一條(所管行政庁)の規定を準用する。

6 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において次条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

同組合については、登記については、同法第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條(設立の登記の申請)の規定を準用する。

(名称)
第五條 この法律施行の際現にその名称中に火災共済協同組合又は火災共済協同組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 新法第六條第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(印紙税法の改正)
第六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ九の次に次の一を加える。

九ノ十 火災共済協同組合又ハ中小企業等協同組合法第九條の九第一項第三号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル火災共済契約証書又ハ再共済契約証書

(臨時金利調整法の改正)
第七條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

(輸出入取引法の改正)
第八條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第九條の二第二項及び第四項から第六項まで(事業協同組合)」を「第九條の二第三項及び第六項から第八項まで(事業協同組合及び事業協同小組合)」に、「第六十二條から第六十六條まで、第六十八條」を「第六十二條(第三項及び第四項を除く)から第六十六條まで、第六十八條第一項」に改め、「事業協同組合登記簿」の下に「事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿」を加え、同条第二項中「第九條の二第三項(事業協同組合)」を「第九條の二第四項(事業協同組合及び事業協同小組合)」に改める。

第九條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「(事業協同組合)」を「(事業協同組合及び事業協同小組合)」に、「第六十三條」を「(第六十二條第三項及び第四項並びに第六十三條に、「第六十八條」を「第六十八條第一項」に、「第九條の九第一項第五号」を「第九條の九第一項第六号」に改め、「事業協同組合登記簿」の下に「事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿」を加える。

(中小企業振興資金助成法の改正)
第十條 中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「第九條

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その二) 旧軍人関係恩給是正に関する請願外千二百五十四請願 閉会中審査の件 会期終了の議長のあいさつ

の九第一項第三号を「第九号の九第一項第四号に改める。」

(商工組合中央金庫法の改正)

第十一号 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三号第三項中「事業協同組合」の下に、「事業協同小組合」を加える。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔福田篤泰君登壇〕

○福田篤泰君 たいだいま議題となりました中小企業団体系外二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業団体系の内容につきましては、さきに第二十六国会において詳細御説明申し上げましたところであり、重複は避けたいと存じます。

この中小企業団体系並びに中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、御承知の通り、第二十六国会において内閣より提出せられ、当委員会において十分慎重審査を行なった後、本院におきまして、題名を中小企業団体の組織に関する法律に改めるほか、自余の若干点について修正議決を行なったものであります。

また、この両案の審査の過程において、中小企業協同組合法の修正に伴い、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を作成し、本院に提出、その可決を得ました。この改正案の内容につきましては、先国会において御説明申し上げましたので、詳細は省略いたします。

かくて、これら三案は参議院に送付せられ、自來参議院において継続審査

の後、今国会に至りまして、昨十三日、衆議院送付案通り可決の上、本院に送付せられて参り、即日当委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日直ちに質疑に入り、日本社会党水谷長三郎君より、参議院商工委員会における附帯決議に沿うための政府の具体的方針並びに他の継続審議中の中小企業関係法案等の法制化促進につきまして質疑が行われました。

質疑終了後、討論を省略して採決を行いましたところ、三案とも全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長(金谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

請願日程 旧軍人関係恩給是正に関する請願外千二百三十七請願 一本太簡易郵便局昇格に関する請願外十六請願

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、請願日程千二百三十八件とともに、本日通信委員会の審査を終了した一本太簡易郵便局昇格に関する請願外十六件を追加して一括議題となし、その審査を進められんことを望みます。

請願日程追加の分 一本太簡易郵便局昇格に関する請願(山本猛夫君紹介)(第五五号) 定町に郵便局設置の請願(森本靖君紹介)(第二三三三号)

高知無線野市受信所廃止に伴う用地払下げに関する請願(森本靖君紹介)(第二三三三号) 三原小学校西分校通学区区域内に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第二三四号) 土佐山田町に電報電話局設置の請願(森本靖君紹介)(第二三五号) 片地区に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第二三六号) 藤の川地区に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第二三七号) 電話加入権の担保制度樹立促進に関する請願(森三樹二君紹介)(第二三八号) 志村前野町に特定郵便局設置の請願(佐藤榮作君紹介)(第四六五号) 荒巻に郵便局設置の請願(愛知揆一君紹介)(第四六六号) 電信電話管轄区域の統合等に関する請願(伊東岩男君紹介)(第七五四号) 郵便切手類及び印紙売さばき手数料引上げに関する請願(松前重義君紹介)(第七五五号) 平形町に特定郵便局設置の請願(松前重義君紹介)(第七五六号) 日吉、橋原両間に電話架設の請願(森本靖君外四名紹介)(第八四二号) 郡山郵便局に電話交換台増設の請願(上林山榮吉君紹介)(第八四三三三) 郵便切手類及び印紙売さばき手数料引上げに関する請願(山本猛夫君紹介)(第八四四号) 南外山東原に無架配特定郵便局設置の請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第八四五号)

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

旧軍人関係恩給是正に関する請願外千二百五十四請願を一括して議題といたします。

〔報告書は會議録追録に掲載〕 ○議長(金谷秀次君) 各請願は委員長の報告を省略して採決するに御異議ありませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

地方行政委員会及び商工委員会の閉会中審査の件

○議長(金谷秀次君) お諮りいたします。地方行政委員会及び商工委員会から、ただいま朗読いたしました各案件につき閉会中審査をいたしたいとの申し出があります。参事をして案件を朗読いたします。

〔参事朗読〕

地方行政委員会 一、寄附募集の規制に関する法律案(北山愛郎君外十名提出、衆法第一一七号)

二、中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、第二十六回国会衆法第五五号)

三、商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、第二十六回国会衆法第六六号)

四、中小企業に対する官公需の確保に関する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第三〇号)

五、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第三一七号)

三郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第三一七号)

六、百貨店法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第三二二号)

七、日本経済の総合的基本施策に関する件

八、電気及びガスに関する件

九、鉱業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業及び特許に関する件

一〇、通商に関する件

一一、中小企業に関する件

一二、私的独占禁止及び公正取引に関する件

○議長(金谷秀次君) 両委員会においてただいまの案件につき閉会中審査するに御異議ありませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

○議長(金谷秀次君) 諸君、第二十七回国会を本日をもって終了いたしました。今国会の会期はきわめて短期間ではありましたが、諸君がよく精勵し、慎重審議を尽され、本年度補正予算、日本とオーストラリア間の通商協定、中小企業団体系その他の重要議案を議了し、よく所期の成果をあげ、もって民生安定のために多大の寄与をいたしましたので、まことに御同慶にあつたと思います。ここに、諸君の連日の御努力に対し、深く感謝の意を表する次第であります。

なお、近く次期通常国会が開かれますが、諸君におかれては、御自愛の上、邦家のためいよいよ御健闘あらんことを切望してやみません。

これをもって会期終了のごあいさつ
といたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて散会い
たします。

午後十一時二十六分散会

出席國務大臣 前尾繁三郎君
通商産業大臣 石井光次郎君
國務大臣

朗読を省略した報告

一、昨十三日本院は次の件を議決した
旨内閣に通知した。

昭和二十九年年度一般会計歳入歳出決
算

昭和二十九年年度特別会計歳入歳出決
算

昭和二十九年年度国稅取納金整理資金
受託計算書

昭和二十九年年度政府関係機関決算
書

一、昨十三日本院は閉会中次の通り委
員会が審査及び調査を継続すること
を議決した旨参議院及び内閣に通知
した。

内閣委員会

一、駐留軍関係離職者等臨時措置
法案(石橋政嗣君外二十三名提
出、衆法第二号)

二、憲法調査会法を廃止する法律
案(淺沼稻次郎君外七名提出、
第二十六回国会衆法第二十三号)

三、國務大臣の私企業等への関与
の制限に関する法律案(参議院
提出、第二十四回国会参法第一
号)

四、大蔵省設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、第二十四
回国会衆法第一五七号)

五、国家公務員法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、第二十四
回国会衆法第一六二号)

六、内政省設置法案(内閣提出、第
二十四回国会衆法第一六六号)

七、経済企画庁設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、第二
十四回国会衆法第一六七号)

八、内政省設置法の施行に伴う関
係法令の整理に関する法律案
(内閣提出、第二十四回国会衆
法第一七〇号)

九、防衛庁設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、第二十六
回国会衆法第一五五号)

一〇、行政機構並びにその運営に
関する件

一一、恩給及び法制一般に関する
件

一二、国の防衛に関する件

一三、公務員の制度及び給与に関
する件

地方行政委員会
一、地方自治に関する件
二、地方財政に関する件
三、警察に関する件
四、消防に関する件
法務委員会
一、裁判所法等の一部を改正する
法律案(内閣提出、第二十六回
国会衆法第一九号)

二、違憲裁判手続法案(鈴木茂三
郎君外十四名提出、第二十六回
国会衆法第一五五号)

三、裁判所法の一部を改正する法
律案(鈴木茂三郎君外十四名提
出、第二十六回国会衆法第一六
号)

四、刑法の一部を改正する法律案
(鈴木茂三郎君外十二名提出、
第二十六回国会衆法第二七号)

五、裁判所の司法行政に関する件
六、司法試験制度に関する件
七、法務行政及び検察行政に関す
る件

八、国内治安及び人権擁護に関す
る件

九、外国人登録に関する件

一〇、交通犯罪に関する件

一一、冤罪防止法の施行に関する
件

一二、戦犯服役者に関する件

外務委員会
一、国際情勢に関する件
二、国交回復に関する件
三、国際経済に関する件
四、賠償に関する件
大蔵委員会
一、預金保障基金法案(内閣提出、
第二十六回国会衆法第一五〇
号)

二、金融機関の経営保全等のため
の特別措置に関する法律案(内
閣提出、第二十六回国会衆法第
一五一号)

三、財政法の一部を改正する法律
案(内閣提出、第二十四回国会
衆法第一八八号)

四、国家公務員のための国設宿舍
に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出、第二十四回
国会衆法第一五九号)

五、会計法の一部を改正する法律
案(内閣提出、第二十四回国会
衆法第一六九号、第二十四回国
会参議院送付)

六、物品税法を廃止する法律案
(春日一幸君外十二名提出、第
二十六回国会衆法第一一〇号)

七、酒税法の一部を改正する法律
案(平岡忠次郎君外十二名提出、
第二十六回国会衆法第二二二号)

八、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律の一部を改
正する法律案(石田有全君外四
名提出、第二十六回国会衆法第
三五五号)

九、租税特別措置法の一部を改正
する法律案(平岡忠次郎君外十
三名提出、第二十六回国会衆法
第四六六号)

一〇、外資に関する法律の一部を
改正する法律案(春日一幸君外
十二名提出、第二十四回国会衆
法第一七〇号)

一一、銀行法の一部を改正する法
律案(春日一幸君外十二名提出、
第二十四回国会衆法第一八八号)

一二、たばこ耕作組合法案(竹山
祐太郎君外三十五名提出、第二
十六回国会衆法第三四〇号)

一三、昭和三十一年の年末の賞与
等に対する所得税の臨時特例に
関する法律案(平岡忠次郎君外
十三名提出、衆法第三三〇号)

一四、社会福祉事業等の施設に関
する措置法案(参議院提出、第
二十六回国会参法第二二二号)

一五、税制に関する件

一六、金融に関する件

一七、外国為替に関する件

一八、国有財産に関する件

一九、専売事業に関する件

二〇、印刷事業に関する件

二一、造幣事業に関する件

二二、補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する件

文教委員会
一、国立及び公立の義務教育諸学
校の児童及び生徒の災害補償に
関する法律案(山崎始男君外六
名提出、第二十四回国会衆法第
八八号)

二、市町村立学校職員給与負担法
及び地方教育行政の組織及び運
営に関する法律の一部を改正す
る法律案(平田ヒデ君外二名提
出、第二十六回国会衆法第一八
号)

三、公立学校施設費国庫負担法の
一部を改正する法律案(櫻井奎
夫君外三名提出、第二十六回国
会衆法第二二二号)

四、教育、学術、文化及び宗教に
関する件

社会労働委員会
一、日雇労働者健康保険法の一部
を改正する法律案(八木一男君
外十二名提出、第二十四回国会
衆法第四四〇号)

二、労働者福祉施設資金の運用に
関する法律案(岡良一君外十三
名提出、第二十四回国会衆法第
五八八号)

三、衛生検査技師法案(福田昌子
君外一名提出、第二十四回国会
衆法第六六〇号)

四、母子年金法案(長谷川保君外
十六名提出、第二十四回国会衆
法第七〇号)

五、最低賃金法案(和田博雄君外
十六名提出、第二十六回国会衆
法第三三〇号)

六、家内労働法案(和田博雄君外
十六名提出、第二十六回国会衆
法第四四〇号)

七、病理細菌検査技師法案(八田
貞義君外二十二名提出、第二十
六回国会衆法第四一〇号)

八、角膜移植に関する法律案(中
山マサ君外三十九名提出、第二
十六回国会衆法第四三三〇号)

九、地区衛生組織の育成に関する
法律案(加藤鏡五郎君外二十二
名提出、第二十六回国会衆法第
四八八号)

一〇、公共企業体等労働関係法の
一部を改正する法律案(八木一
男君外十五名提出、衆法第四四
〇号)

一一、地方公営企業労働関係法の
一部を改正する法律案(八木一

昭和三十一年十一月十四日 衆議院會議第九号(その一) 議長の報告

- 男君外十五名提出、衆法第五号)
- 一、国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案(八本・男君外十五名提出、衆法第六号)
 - 二、社会保険制度、医療、公衆衛生、婦人・児童福祉及び人口問題に関する件
 - 三、労働関係、労働基準及び失業対策に関する件
 - 農林水産委員会
 - 一、昭和二十九年までの災害に係る農林水産施設災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案(稲富稔人君外三十四名提出、第二十四回国会衆法第四八号)
 - 二、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(稲富稔人君外十四名提出、衆法第一〇号)
 - 三、食糧及び肥料に関する件
 - 四、畜産及び蚕糸に関する件
 - 五、農地及び林野に関する件
 - 六、漁港、漁船及び漁業制度に関する件
 - 七、公海漁業、沿岸及び内水面漁業に関する件
 - 八、農林業団体及び水産業団体に關する件
 - 九、農業災害及び漁業災害に関する件
 - 一〇、農林水産金融に関する件
 - 運輸委員会
 - 一、港灣運送事業法の一部を改正する法律案(山口丈太郎君外十四名提出、第二十六回国会衆法第三八号)
 - 二、陸運、海運及び空運に関する件
- 三、観光に関する件
- 通信委員会
- 一、郵政事業に関する件
 - 二、郵政監察に関する件
 - 三、電気通信に関する件
 - 四、電波監理及び放送に関する件
 - 建設委員会
 - 一、国土計画に関する件
 - 二、都市計画に関する件
 - 三、道路に関する件
 - 四、河川に関する件
 - 五、住宅に関する件
 - 予算委員会
 - 一、予算の実施状況に関する件
 - 決算委員会
 - 一、昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算
 - 昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算
 - 昭和三十一年度国稅収納金整理資金受託計算書
 - 昭和三十一年度政府関係機関決算書
 - 二、昭和二十九年国庫有財産増減及び現在額總計算書
 - 三、昭和二十九年国庫有財産無償貸付状況總計算書
 - 四、昭和三十一年度国庫有財産増減及び現在額總計算書
 - 五、昭和三十一年度国庫有財産無償貸付状況總計算書
 - 六、歳入歳出の実況に関する件
 - 七、国庫有財産に関する件
 - 八、政府関係機関の収支に関する件
 - 議院運営委員会
 - 一、国会議員の退職金制度に関する件
 - 二、国会法等改正に関する件
 - 三、議長よりの諮問事項
 - 四、その他議院運営委員会の所管に關する事項
- 懲罰委員会
- 一、各議院の懲罰制度に関する件
 - 海外同胞引揚及び遺家族保護に関する調査特別委員会
 - 一、海外同胞引揚及び遺家族保護に関する件
 - 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
 - 一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(中村高一君外三名提出、第二十四回国会衆法第二一四号)
 - 二、公職選挙法改正に関する件
 - 科学技術振興対策特別委員会
 - 一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(岡良一君外八名提出、第二十六回国会衆法第四七号)
 - 二、科学技術振興対策に関する件
 - 国土総合開発特別委員会
 - 一、北海道開発庁設置法案(内閣提出、第二十四回国会衆法第一六八号)
 - 二、北海道開発庁設置法施行法案(内閣提出、第二十四回国会衆法第一七二号)
 - 三、北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案(横路節雄君外九名提出、第二十四回国会衆法第五四号)
 - 四、国土総合開発に関する件
- 一、昨十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律
- 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律
- 一、今十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
- 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律
- 一、今十四日松野参議院議長から、各議員が審査及び調査を継続すること、を議決した旨の通知書を受領した。
- 内閣委員会
- 一、恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案(第二十六回国会衆法第一〇号)
 - 二、国家行政組織に関する調査
 - 三、国防衛に関する調査
 - 四、国家公務員制度及び恩給に関する調査
 - 地方行政委員会
 - 一、地方行政の改革に関する調査
 - 法務委員会
 - 一、恩赦法の一部を改正する法律案(第二十六回国会衆法第二二二号)
 - 二、刑法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会衆法第三三三号)
 - 三、幼児誘拐等処罰法案(第二十二回国会衆法第二六号)
 - 四、裁判所法等の一部を改正する法律案(第二十六回国会衆法第八九号)(予備審査)
 - 五、検察及び裁判の運営等に関する調査
- 外務委員会
- 一、国際情勢等に関する調査
 - 大蔵委員会
 - 一、入場税法の一部を改正する法律案(第二十六回国会衆法第二〇号)
 - 二、採取貴金属等の処理に関する法律案(第二十四回国会衆法第一四八号)
 - 三、租税及び金融等に関する調査
 - 文教委員会
 - 一、教育、文化及び學術に関する調査
 - 社会労働委員会
 - 一、公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(第二十六回国会衆法第五五号)
 - 二、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(第二十四回国会衆法第一一〇号)
 - 三、慰老年金法案(第二十四回国会衆法第一三三号)
 - 四、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(第二十二回国会衆法第九号)
 - 五、駐留軍関係離職者等臨時措置法案(衆法第二二二号)(予備審査)
 - 六、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(衆法第四四号)(予備審査)
 - 七、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(衆法第五〇号)(予備審査)
 - 八、国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案(衆法第六六号)(予備審査)
 - 九、最低賃金法案(第二十六回国会衆法第三三三号)(予備審査)
 - 一〇、家内労働法案(第二十六回国会衆法第四四号)(予備審査)
 - 一一、病理解剖検査技術法案(第一

二十六回国会衆第四一(予備審査)

一、角膜移植に関する法律案(第二十六回国会衆第四三(予備審査))

二、地区衛生組織の育成に関する法律案(第二十六回国会衆第四四(予備審査))

三、労働情勢に関する調査

四、労働情勢に関する調査

五、農林水産政策に関する調査

六、農林水産政策に関する調査

七、農林水産政策に関する調査

八、農林水産政策に関する調査

九、農林水産政策に関する調査

十、農林水産政策に関する調査

十一、農林水産政策に関する調査

十二、農林水産政策に関する調査

十三、農林水産政策に関する調査

十四、農林水産政策に関する調査

十五、農林水産政策に関する調査

十六、農林水産政策に関する調査

十七、農林水産政策に関する調査

十八、農林水産政策に関する調査

十九、農林水産政策に関する調査

二十、農林水産政策に関する調査

税収納金整理資金受託計算書、昭和三十年度政府関係機関決算書

二、昭和三十年度国有財産増減及び現在額計算書

三、昭和三十年度国有財産無償貸付状況計算書

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

五、議院及び国会図書館の運営に関する件

六、今十四日召集に於いた議員は次の通りである。

富山県第二区選出 正力松太郎君

一、昨十三日商工委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 松平 忠久君(理事松平忠久君昨十三日委員辞任につきその補欠)

一、昨十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 青木 正君 宇田 耕一君

大蔵委員 石野 久男君 岡 良一君

春日 一幸君 松平 忠久君

社会労働委員 堂森 芳夫君 横山 利秋君

農林水産委員 赤澤 正道君 阿部 五郎君

植木庚子郎君 宇田 耕一君

商工委員 宇田 耕一君 神田 博君

篠田 弘作君 田中 彰治君

松平 忠久君 帆足 計君

荒船清十郎君 青木 正君

中村 梅吉君 椎熊 三郎君

建設委員 荒船清十郎君 篠田 弘作君

予備委員 植木庚子郎君 赤澤 正道君

一、昨十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 宇田 耕一君 青木 正君

大蔵委員 帆足 計君 横山 利秋君

松平 忠久君 春日 一幸君

社会労働委員 阿部 五郎君 岡 良一君

農林水産委員 植木庚子郎君 堂森 芳夫君

赤澤 正道君 宇田 耕一君

商工委員 青木 正君 椎熊 三郎君

荒船清十郎君 藤枝 泉介君

中村 梅吉君 石野 久男君

春日 一幸君 宇田 耕一君

篠田 弘作君 神田 博君

松平 忠久君 田中 彰治君

通信委員 松平 忠久君 椎熊 三郎君

建設委員 篠田 弘作君 荒船清十郎君

予備委員 赤澤 正道君 植木庚子郎君

一、今十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 内閣委員 渡邊 良夫君

地方行政委員 青木 正君 小澤佐重喜君

法務委員 田中織之進君 辻原 弘市君

外務委員 有馬 輝武君 片山 哲君

大蔵委員 石村 英雄君 田万 廣文君

西尾 末廣君 帆足 計君

赤路 友藏君 佐藤鐵次郎君

文教委員 小牧 次生君 櫻井 奎夫君

鈴木 義男君 石村 英雄君

社会労働委員 阿部 五郎君

農林水産委員 赤路 友藏君 川俣 清吉君

田万 廣文君 伊藤卯四郎君

商工委員 阿左美廣治君 小澤佐重喜君

石野 久男君 村上 勇君

運輸委員 平野 三郎君 川島正次郎君

通信委員 安平 麗一君 西村 彰一君

建設委員 田中幾三郎君 島上善五郎君

予備委員 渡邊 良夫君 青木 正君

一、今十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 渡邊 良夫君 櫻井 奎夫君

地方行政委員 赤路 友藏君 渡邊 良夫君

林 唯義君 阿左美廣治君

平野 三郎君 渡邊 良夫君

有馬 輝武君 石野 久男君

田万 廣文君 石村 英雄君

文教委員 石村 英雄君 小牧 次生君

安平 麗一君 加賀田 進君

社会労働委員 農林水産委員 山田 長司君

田万 廣文君 下川儀太郎君

商工委員 小澤佐重喜君 片山 哲君

帆足 計君 阿左美廣治君

運輸委員 川島正次郎君 山本 桑吉君

通信委員 阿部 五郎君 島上善五郎君

建設委員 鈴木 義男君 西村 彰一君

予備委員 一、昨十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 井上 良二君

一、昨十三日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 横山 利秋君

国土総合開発特別委員 森 三樹二君

一、今十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 原 茂君

科学技術振興対策特別委員 松前 重義君 堂森 芳夫君

一、今十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 高津 正道君

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議第九号(その一) 議長の報告

科学技術振興対策特別委員

堂森 芳夫君 松前 重義君

一、昨十三日参議院から受領した同院
継続審査案は次の通りである。

中小企業団体法案

中小企業団体法の施行に伴う関係法
律の整理等に関する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案

一、昨十三日委員会に付託された議案
は次の通りである。

中小企業団体法案(第二十六回国会
開法第一三〇号、参議院継続審査)

中小企業団体法の施行に伴う関係法
律の整理等に関する法律案(第二十
六回国会開法第一五二号、参議院繼
続審査)

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(第二十六回国会衆法第
三六号、参議院継続審査)

以上三件 商工委員会 付託

一、昨十三日参議院において、次の件
を議決した旨の通知書を受領した。

通商に関する日本国とオーストラリ
ア連邦との間の協定の締結について
承認を求めるの件

一、昨十三日参議院において、次の内
閣提出案を可決した旨の通知書を受
領した。

租税特別措置法等の一部を改正する
法律案

設備等輸出為替損失補償法の一部を
改正する法律案

一、今十四日議員から提出した議案は
次の通りである。

外国人登録法の一部を改正する法律
案(勝間田清一君外二十四名提出)

一、今十四日委員会に付託された議案
は次の通りである。

外国人登録法の一部を改正する法律
案(勝間田清一君外二十四名提出)

一、今十四日委員会に付託された議案
は次の通りである。

外国人登録法の一部を改正する法律
案(勝間田清一君外二十四名提出)

衆法第一三三号

法務委員会 付託

一、今十四日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。

外国人登録法の一部を改正する法律
案(勝間田清一君外二十四名提出)

一、今十四日参議院において、次の本
院提出案を可決した旨の通知書を受
領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律の一部を改正する法律
案

一、一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案

一、今十四日議員から提出した質問主
意書は次の通りである。

モーターボート競走法に関する質問
主意書(春日一幸君提出)

一、去る十二日内閣から次の答弁書を受
領した。

衆議院議員勝間田清一君提出駐留軍
使用の東富士演習場における土地賃
借契約の未締結問題の解決並びに
農業用水の不足緩和と災害防止措置
に関する質問に対する答弁書

衆議院議員伊東岩男君提出宮崎県内
海線に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本隆一君提出京都府井
手町有林盗伐事件に関する質問に
対する答弁書

駐留軍使用の東富士演習場にお
ける土地賃借契約の未締結問
題の解決並びに農業用水の不足
緩和と災害防止措置に関する質
問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月五日

提出者 勝間田清一

衆議院議長益谷秀次殿

駐留軍使用の東富士演習場にお
ける土地賃借契約の未締結問
題の解決並びに農業用水の不足
緩和と災害防止措置に関する質
問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月五日

提出者 勝間田清一

衆議院議長益谷秀次殿

とは明確に区分して処理すべきも
のであると思うが如何。

三 東富士演習場内水源かん養林あ
るいは治水林の約三千五百町歩が
被害を受け保水が減退あるいは喪
失し降雨時は洪水となつて土砂と
ともに流失し七日から十日ぐら
い晴天が続くと湧水を枯かつて飲
料水かんがい用水が不足を来たし
関係農民は多大な災害(人工的)を
受けている。これが対策は特別損
失の防止対策として揚水事業、特
別防災事業の全体計画を地元から
提出してある(約三十六億円)。こ
れを昭和三十三年度中に完結し農
民の不安を解消する事がせむとも
必要と思うが如何。

右質問する。

昭和三十三年十一月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員勝間田清一君提出駐留軍
使用の東富士演習場における土地賃
借契約の未締結問題の解決並びに
農業用水の不足緩和と災害防止措置
に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員勝間田清一君提出駐留
軍使用の東富士演習場における土地
賃借契約の未締結問題の解決並びに
農業用水の不足緩和と災害防止措置
に関する質問に対する答弁書

一 土地賃借契約については、農
地を除き現在に於いては、契約が締結
できないのはまことに遺憾に堪え
ないが懸案の諸問題の措置につ
いては次のように考える。

(1) 契約面積は、土地台帳面積に
よることを原則とする方針であ
るが、分割実測面積については
検討することとしたい。

(2) 契約内容である土地の各地目
の是正については、目下実態調
査を行つてゐるので、その結果
により是正して行きたい。

(3) 各地目の坪当月賃借料の算
定方式は、昭和三十一年度に実
施したものとする。

また、採草地については、従
来どおり土地賃借料と入会費行
の阻害による補償を行うことを
適当と考える。

二 本演習場における山林の賃借料
は、調査と地元関係者との了解
に基づいて、通常の森林経営を行つ
た場合の年間純収益をもつて一箇
年の賃借料として算定する方針
にしたがつて、本賃借料適用時期
以降においては演習場として提供
されているために森林経営上被
る損失はすべて賃借料により補
填されているのでその時期以降立
木被害が生じたときは、本賃借料
適用時期の材積で補償することは
適当な措置と考える。

三 地元から陳情があつた三十六億
円の事業費の要望に関しては、目
下検討中である。

防災工事等については、昭和三十
三年度以降も実情に応じ実施し
て行きたい。

右答弁する。

宮崎県内海線に関する質問主意
書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月五日

提出者 伊東 岩男

衆議院議長益谷秀次殿

宮崎県内海線に関する質問主意
書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月五日

提出者 伊東 岩男

衆議院議長益谷秀次殿

宮崎県内海線に関する質問主意
書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月五日

提出者 伊東 岩男

衆議院議長益谷秀次殿

宮崎県内海線に関する質問主意
書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月五日

提出者 伊東 岩男

衆議院議長益谷秀次殿

宮崎県内海線に関する質問主意
書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月五日

提出者 伊東 岩男

衆議院議長益谷秀次殿

二 不起訴理由の概略

第一の(一)の事実について、被疑者小林清章は、当初井手町長との間に取交した契約書を書き改め、本件告訴にかかる第二の契約書を作成した理由は、当初取交した契約書の内容が不明確にして売主買主の別も明らかでなく、かつ売買物件の表示も明確を欠くからであつたので、これらの点を明確にする意図に出たものであつて、右第二契約書に井手町長木村延次郎の記名押印を求めるに当つては、同町役場に出頭し同役場吏員武田敬一に対し、右契約書を示し「町長の了解を得た上でこれに町長の判を押して貰いたい」旨依頼し、同町長の記名押印を得たものであつて、右武田を介して町長の承認を得たものと思つていた旨弁解し、捜査を遂げるも右弁解をくつがえずに足る証拠がなく、又、右契約書の内容を検討しても告訴人主張のごとく当初の契約書に比し売買物件を不当に拡張したものと認め難く、結局被疑者が本件契約書中木村町長作成部分を偽造したと認めるに足りない。

第一の(二)の事実について、被疑者は、井手町山林売却委員から引渡を受けた立木を伐採したものであり盗伐したものではない旨弁解し、これがくつがえずに足る証拠がない。

第二の事実について、被疑者木田、同森田の両名は、本件山吹十番地、十一番地内の松、檜立木、山吹十番地巨岩より峯にわたる間の杉、檜立木、滝谷三番地内の松立木等はいずれも売却予定地として調査を行い、その結果に基づき町議会においてもこれらの地域を売却

却地域として議決されたので、その議決に従い引渡を行つたものであつて、各々その任務に背いていない旨弁解するところ、右係争地域内の山吹十番地、同十一番地内の峰附近の松立木及び滝谷三番地内の松立木については、実地調査をしたか否か、従つて町議会の審議及び議決の区域内であるか否かにつき関係者の供述が一致しないばかりでなく、被疑者の弁解に符合するものもあり、一方、関係者の供述を綜合すれば、本件山吹地域は当時通称を以て呼ばれていたもので、公簿上の地名、地番が現地のいずれの地域に該当するやも明確でなかつたことが認められ、従つて被疑者等が売却予定地域を調査するに当つても、公簿上の地名、地番によることなく、現地において便宜選定した地勢又は物件を基準として区域を分ち、材種材積等の調査を実施している実情であつたのみならず、町議会の審議、議決においても、議案に表示された地名、地番と現地との符合につき正確を欠く点があつたものと推認され、かつ、公充入札に際して業者の質問に応じ、被疑者木田が当時の木村町長及び本件告訴人である当時の町議会議長古川善太郎等の面前において、前記係争地域全部を含めた地域の立木を売却する旨説明したことが認められ、町議会議事録の記載並びに係争地域における実況見分の結果に徴するも、被疑者等の弁解をくつがえず被疑者等が議決外地域の立木を不当に引き渡したと断ずることは困難である。又被疑者等に前記小林商店の利益を図り、あるいは井手町に損害を加える目的があつたと認めるに足る証拠もないので責任あるいは窃盗の嫌疑あるものと認め難い。

なお、前記滝谷三番地内の松立木について、被疑者等がこれを保安林と知りながら前記小林商店に引き渡し、同商店使用人をして伐採せしめたとの告訴人の主張についてもこれを断定するに足る証拠はない。

以上の次第で、京都地方検察庁においては、山林現場の実況見分を始め関係者多数の取調をなし、更に被疑者小林方の押収捜索を実施する等十分捜査を尽した上、本件を不起訴処分にしたものであり、本件に関する検察当局の捜査の経過及び処分結果には、非難すべき点を認めることはできない。

右答弁する。

官報

号外

昭和三十三年十一月十四日

○第二十七回 衆議院會議録第九号(その二)

[本号(その一)参照]
請願日程

(内閣委員会)

- 一 旧軍人関係恩給是正に関する請願(植原悦二郎君紹介)(第二四一号)
- 二 恩給額調整に関する請願外三件(田中久雄君紹介)(第二四二号)
- 三 旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願外二件(池田清志君紹介)(第二四四号)
- 四 元満鉄社員に恩給法適用等に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二四六号)
- 五 増加恩給及び傷い年金増額等に関する請願(高瀬傳君紹介)(第二四九号)
- 六 恩給額調整に関する請願(永山忠則君紹介)(第六一三三号)
- 七 旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第六一四号)
- 八 同外八件(永山忠則君紹介)(第六一五号)
- 九 同(中馬辰猪君紹介)(第六一八三三号)
- 一〇 行政機関職員定員法第二条第一項の建設省職員の定数改正に関する請願(三鍋義三君紹介)(第六一六号)

- 一一 寒冷地手当の支給額改正に関する請願(櫻井奎夫君紹介)(第六一七号)
- 一二 岩手県の寒冷地手当増額等に関する請願(田子一民君紹介)(第六一八号)
- 一三 朝日町の寒冷地手当引上げに関する請願(黒金泰美君紹介)(第六一九号)
- 一四 飛行騒音による被害補償に関する請願(辻原弘市君紹介)(第六二〇号)
- 一五 北海道開発局行政機関職員定員増加に関する請願(三鍋義三君紹介)(第六二二号)
- 一六 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正等に関する請願外十三件(矢尾喜三郎君紹介)(第七八五五号)
- 一七 同外十一件(草野一郎平君紹介)(第七六三三三号)
- 一八 同(正木清君紹介)(第七六四号)
- 一九 同(本名武君紹介)(第七六五号)
- 二〇 同(渡邊徳蔵君紹介)(第七六六号)
- 二一 岩手県の寒冷地手当増額等に関する請願外一件(北山愛郎君紹介)(第七八二二号)

- 二二 内科疾患の恩給項症基準引上げ等に関する請願(辻政信君紹介)(第七八四四号)
- 二三 行政機関職員定員法第二条第一項の建設省職員の定数改正に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第一〇三七七号)
- 二四 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正等に関する請願外十六件(矢尾喜三郎君紹介)(第一〇三八八号)
- 二五 同(中村高一君紹介)(第一二九九九号)
- 二六 同(永井勝次郎君紹介)(第一三〇〇号)
- 二七 同(芳賀貢君紹介)(第一三〇一七号)
- 二八 岩手県の寒冷地手当増額等に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇三九九号)

(地方行政委員会)

- 一 町村議会議事務局設置に関する請願外九件(赤澤正道君紹介)(第一号)
- 二 同外十九件(淡谷悠蔵君紹介)(第二号)
- 三 同外三件(大石武一君紹介)(第三号)
- 四 同(大倉三郎君紹介)(第四号)
- 五 同(加藤高蔵君紹介)(第五号)
- 六 同外八件(龜山孝一君紹介)(第六号)
- 七 同外一件(唐澤俊樹君紹介)(第七号)
- 八 同(高岡大輔君紹介)(第八号)
- 九 同外一件(高木松吉君紹介)(第九号)
- 一〇 同外十六件(千葉三郎君紹介)(第一〇号)
- 一一 同外十四件(内藤友明君紹介)(第一一号)
- 一二 同(中垣國男君紹介)(第一二二二号)
- 一三 同外一件(橋本登美三郎君紹介)(第一三三三三号)
- 一四 同(福田越夫君紹介)(第一四四四号)
- 一五 同(保科善四郎君紹介)(第一五五五号)
- 一六 同外十五件(堀川恭平君紹介)(第一六六六号)
- 一七 同(松井政吉君紹介)(第一七七七号)
- 一八 同(芦田均君紹介)(第一八八八号)
- 一九 同外二件(浅香忠雄君紹介)(第一九九九号)
- 二〇 同外十九件(有田喜一君紹介)(第二〇〇四四号)
- 二一 同(井出一太郎君紹介)(第二一五五五号)
- 二二 同外三件(植原悦二郎君紹介)(第二二六六六号)
- 二三 同外八件(大平正芳君紹介)(第二三七七七号)
- 二四 同(大村清一君外一名紹介)(第二四八八八号)
- 二五 同外一件(大村清一君紹介)(第二五九九九号)

- 二六 同外七件(河野正君紹介)(第二七〇〇号)
- 二七 同(木崎茂男君外一名紹介)(第二七一七号)
- 二八 同(小笠原三九郎君紹介)(第二七二二二号)
- 二九 同外五十八件(小牧次生君紹介)(第二七三三三三号)
- 三〇 同外十件(小島徹三君紹介)(第二七四四四号)
- 三一 同外二件(佐々木更三君紹介)(第二七五五五号)
- 三二 同(重政誠之君紹介)(第二七六六六六号)
- 三三 同外三件(下平正一君紹介)(第二七七七七七号)
- 三四 同(杉山元治郎君紹介)(第二七八八八八号)
- 三五 同外一件(田中稔男君紹介)(第二七九九九号)
- 三六 同(田中武夫君紹介)(第二八〇〇号)
- 三七 同外七件(中馬辰猪君紹介)(第二八一七号)
- 三八 同外一件(中曾根康弘君紹介)(第二八二二二号)
- 三九 同外二件(西村彰一君紹介)(第二八三三三三号)
- 四〇 同外五十八件(原捨思君紹介)(第二八四四四四号)
- 四一 同外二件(長谷川保君紹介)(第二八五五五五号)
- 四二 同外二十四件(古井喜實君紹介)(第二八六六六六号)
- 四三 同外六件(福田昌子君紹介)(第二八七七七七号)
- 四四 同外三件(磯積七郎君紹介)(第二八八八八八号)

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その二)

- 一三七 同(吉田賢一君紹介)(第三三三三号)
 一三八 同(渡邊良夫君紹介)(第三三四号)
 一三九 市町村立高等学校教職員の退職年金通算に関する請願(小泉純也君紹介)(第三九六号)
 一四〇 戸沢村の災害復旧工事費に対する起債許可等に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第四七八号)
 一四一 地方交付税率引上げ等に関する請願(井岡大治君紹介)(第四八八号)
 一四二 同(哲ヶ久保重光君紹介)(第六二二号)
 一四三 同(櫻井奎夫君紹介)(第六三三三号)
 一四四 同(齋藤憲三君紹介)(第六三三三号)
 一四五 同(今村等君紹介)(第六二四号)
 一四六 同(木原津與志君紹介)(第六七六号)
 一四七 同(五島虎雄君紹介)(第六七七号)
 一四八 同(田中織之進君紹介)(第六七八号)
 一四九 同(中村時雄君紹介)(第六七九号)
 一五〇 同(佐藤觀次郎君紹介)(第六八九号)
 一五一 同(多賀谷眞稔君紹介)(第六九〇号)
 一五二 市町村道路整備費の財源付与に関する請願(牧野良三君紹介)(第四九〇号)
 一五三 地方税法の一部改正に関する請願(牧野良三君紹介)(第四九二号)
 一五四 地方財政再建促進特別措置法に基づく再建団体の財政措置に関する請願(牧野良三君紹介)(第四九三三号)
 一五五 地方公務員の停年制実施に関する請願(牧野良三君紹介)(第四九四号)
 一五六 地方公務員の給与改訂に伴う財政措置に関する請願(牧野良三君紹介)(第四九五号)
 一五七 昭和三十三年年度地方交付税に算定された地方債の特例に関する請願(牧野良三君紹介)(第四九六号)
 一五八 町村議会議務局設置に関する請願(阿部五郎君紹介)(第五〇〇号)
 一五九 同外五件(有馬英治君紹介)(第五〇一号)
 一六〇 同(五十嵐吉蔵君紹介)(第五〇二号)
 一六一 同外五件(井出一太郎君紹介)(第五〇三三号)
 一六二 同外一件(植木庚子郎君紹介)(第五〇四号)
 一六三 同外二二件(植村武一君外三名紹介)(第五〇五号)
 一六四 同(白井莊一君紹介)(第五〇六号)
 一六五 同(大石武一君紹介)(第五〇七号)
 一六六 同(岡本隆一君紹介)(第五〇八号)
 一六七 同外二件(加藤常太郎君紹介)(第五〇九号)
 一六八 同(簡牛凡夫君紹介)(第五一〇号)
 一六九 同(久保田鶴松君紹介)(第五一一号)
 一七〇 同外一件(片島港君紹介)(第五一二二号)
 一七一 同外三件(龜山孝一君紹介)(第五一三三号)
 一七二 同外二件(助川良平君紹介)(第五一四四号)
 一七三 同(竹尾式君紹介)(第五一五号)
 一七四 同外二件(竹谷源太郎君紹介)(第五一六号)
 一七五 同外五件(竹山祐太郎君紹介)(第五一七号)
 一七六 同(千葉三郎君紹介)(第五一八号)
 一七七 同外六件(橋本龍伍君紹介)(第五一九号)
 一七八 同外三件(原茂君紹介)(第五二〇号)
 一七九 同外三件(淵上房太郎君紹介)(第五二一号)
 一八〇 同(保科善四郎君紹介)(第五二二二号)
 一八一 同(松澤雄蔵君紹介)(第五二三三号)
 一八二 同外十四件(松田鐵藏君紹介)(第五二四四号)
 一八三 同外十四件(三鋼義三君紹介)(第五二五五号)
 一八四 同外一件(栗山博君紹介)(第五二六六号)
 一八五 同(柳田秀一君紹介)(第五二七七号)
 一八六 同外一件(吉川兼光君紹介)(第五二八八号)
 一八七 同外二件(逢澤寛君紹介)(第六二五号)
 一八八 同外三件(赤城宗徳君紹介)(第六二六号)
 一八九 同(有田喜一君紹介)(第六二七号)
 一九〇 同外五件(淡谷修蔵君紹介)(第六二八号)
 一九一 同外一件(井上良二君紹介)(第六二九号)
 一九二 同外七件(伊藤郷一君紹介)(第六三〇号)
 一九三 同外四件(池田禎治君紹介)(第六三一三三号)
 一九四 同(稻富稔人君紹介)(第六三二二二号)
 一九五 同外三件(植木庚子郎君紹介)(第六三三三三号)
 一九六 同外一件(植原悦二郎君紹介)(第六三四四号)
 一九七 同外四十八件(小笠公昭君紹介)(第六三五五号)
 一九八 同(大石武一君紹介)(第六三六六号)
 一九九 同外三件(大村清一君紹介)(第六三七七号)
 二〇〇 同外二十六件(片島港君紹介)(第六三八八号)
 二〇一 同(河野正君紹介)(第六三九九号)
 二〇二 同(木村文男君紹介)(第六四〇〇号)
 二〇三 同外九件(吉川久衛君紹介)(第六四一一号)
 二〇四 同(久野忠治君紹介)(第六四二二二号)
 二〇五 同(栗原俊夫君紹介)(第六四三三三号)
 二〇六 同(黒金泰美君紹介)(第六四四四号)
 二〇七 同外五件(久保田鶴松君紹介)(第六四五五号)
 二〇八 同外九件(小枝一雄君紹介)(第六四六六号)
 二〇九 同外十二件(小平久雄君紹介)(第六四七七号)
 二一〇 同(齋藤憲三君紹介)(第六四八八号)
 二一一 同(藤澤雄蔵君紹介)(第六四九九号)
 二一二 同(下平正一君紹介)(第六五〇〇号)
 二一三 同(薄田美朝君紹介)(第六五一〇号)
 二一四 同外二件(田中武夫君紹介)(第六五二二二号)
 二一五 同外六件(田中益男君紹介)(第六五三三三号)
 二一六 同外九件(田万廣文君紹介)(第六五四四号)
 二一七 同外二件(高木松吉君紹介)(第六五五五号)
 二一八 同外十一件(竹内俊吉君紹介)(第六五六六号)
 二一九 同外九件(高瀬傳君紹介)(第六五七七号)
 二二〇 同外五十八件(床次徳二君紹介)(第六五八八号)
 二二一 同(中原健次君紹介)(第六五九九号)
 二二二 同外七件(中村寅太郎君紹介)(第六六〇〇号)
 二二三 同外十二件(永山忠則君紹介)(第六六一一三三号)
 二二四 同外七件(西村彰一君紹介)(第六六二二二二号)
 二二五 同(長谷川保君紹介)(第六六三三三三号)

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その二)

- 二二六 同(平田ヒデ君紹介)(第六六四号)
- 二二七 同(藤本捨助君紹介)(第六六五号)
- 二二八 同外十八件(本名武君紹介)(第六六六号)
- 二二九 同外一件(堀川恭平君紹介)(第六六七号)
- 二三〇 同(前田正男君紹介)(第六六八号)
- 二三一 同(松岡松平君紹介)(第六六九号)
- 二三二 同外八件(松平忠久君紹介)(第六七〇号)
- 二三三 同外十二件(松本七郎君紹介)(第六七一号)
- 二三四 同外二件(三鍋義三君紹介)(第六七二号)
- 二三五 同(水谷長三郎君紹介)(第六七三号)
- 二三六 同外二件(吉田賢一君紹介)(第六七四号)
- 二三七 同(和田博雄君紹介)(第六七五号)
- 二三八 同外十四件(赤澤正道君紹介)(第六七六号)
- 二三九 同外二十四件(足鹿覺君紹介)(第六七七号)
- 二四〇 同外三件(有馬英治君紹介)(第六七八号)
- 二四一 同外四件(淡谷悠蔵君紹介)(第六七九号)
- 二四二 同外二件(稻富稜人君紹介)(第六八〇号)
- 二四三 同(植原悦二郎君紹介)(第六八七号)
- 二四四 同外二十一件(植村武一君外三名紹介)(第六八八号)
- 二四五 同外一件(小川豊明君紹介)(第六八九号)
- 二四六 同外十六件(小澤佐重喜君紹介)(第六九〇号)
- 二四七 同外七件(大平正芳君紹介)(第六九一号)
- 二四八 同(大村清一君紹介)(第六九二号)
- 二四九 同外二件(岡本隆一君紹介)(第六九三号)
- 二五〇 同(加藤常太郎君紹介)(第六九四号)
- 二五一 同外二十八件(川野芳満君紹介)(第六九五号)
- 二五二 同外一件(木村文明君紹介)(第六九六号)
- 二五三 同外三件(菊地養之輔君紹介)(第六九七号)
- 二五四 同外二十一件(清瀬一郎君紹介)(第六九八号)
- 二五五 同外四件(倉石忠雄君紹介)(第六九九号)
- 二五六 同外六件(小島徹三君紹介)(第七〇〇号)
- 二五七 同外二件(小平忠君紹介)(第七〇一号)
- 二五八 同(小林錦君紹介)(第七〇二号)
- 二五九 同外四件(椎名隆君紹介)(第七〇三号)
- 二六〇 同(竹谷源太郎君紹介)(第七〇四号)
- 二六一 同(滝井義高君紹介)(第七〇五号)
- 二六二 同(戸塚九一郎君紹介)(第七〇六号)
- 二六三 同外二件(渡海元三郎君紹介)(第七〇七号)
- 二六四 同(内藤友明君紹介)(第七〇八号)
- 二六五 同外五件(橋橋渡君紹介)(第七〇九号)
- 二六六 同(成田知巳君紹介)(第七一〇号)
- 二六七 同(丹羽兵助君紹介)(第七一一号)
- 二六八 同(丹羽兵助君外一名紹介)(第七一二号)
- 二六九 同外二件(西村彰一君紹介)(第七一三号)
- 二七〇 同外四件(福田昌子君紹介)(第七一四号)
- 二七一 同外七十五件(福永健司君紹介)(第七一五号)
- 二七二 同外二件(正木清君紹介)(第七一六号)
- 二七三 同(松平忠久君紹介)(第七一七号)
- 二七四 同外三件(森三樹二君紹介)(第七一八号)
- 二七五 同外二件(山崎巖君紹介)(第七一九号)
- 二七六 同(山崎始男君紹介)(第七二〇号)
- 二七七 同外四件(山村新治郎君紹介)(第七二一号)
- 二七八 同外一件(横銭重吉君紹介)(第七二二号)
- 二七九 同(山本猛夫君紹介)(第七二三号)
- 二八〇 同外三件(横路節雄君紹介)(第七二四号)
- 二八一 同(和田博雄君紹介)(第七二五号)
- 二八二 同外五件(早稻田柳右エ門君紹介)(第七二六号)
- 二八三 市町村立高等学校教職員の退職年金通算に関する請願外一件(坂田道太君紹介)(第七二七号)
- 二八四 同(竹尾式君紹介)(第七二八号)
- 二八五 同(中曾根康弘君紹介)(第七二九号)
- 二八六 同(荒船清十郎君紹介)(第七三〇号)
- 二八七 同(大矢省三君紹介)(第七三一七号)
- 二八八 同(大村清一君紹介)(第七三二八号)
- 二八九 同(菅野和太郎君紹介)(第七三三九号)
- 二九〇 同(笹本一雄君紹介)(第七三四〇号)
- 二九一 同(高崎達之助君紹介)(第七三四一号)
- 二九二 同(橋橋渡君紹介)(第七三四二号)
- 二九三 同(門司亮君紹介)(第七三四三号)
- 二九四 同(米田吉盛君紹介)(第七三四四号)
- 二九五 国庫補助及び起債わくの早期決定等に関する請願(徳田興吉郎君紹介)(第七三四五号)
- 二九六 新市町村の建設促進に関する請願外二件(中馬辰猪君紹介)(第七三四六号)
- 二九七 同(池田清志君紹介)(第七三四七号)
- 二九八 同(池田清志君紹介)(第七三四八号)
- 二九九 公債利子補給に関する請願(池田清志君紹介)(第七三四九号)
- 三〇〇 地方交付税率引上げ等に関する請願(山本幸一君紹介)(第七五〇号)
- 三〇一 同(池田清志君紹介)(第七五〇号)
- 三〇二 同(池田清志君紹介)(第七五〇号)
- 三〇三 同(池田清志君紹介)(第七五〇号)
- 三〇四 同(池田清志君紹介)(第七五〇号)
- 三〇五 同外十五件(石山權作君紹介)(第七五〇号)
- 三〇六 同外二件(岡本隆一君紹介)(第七五〇号)
- 三〇七 同外五件(加藤高蔵君紹介)(第七五〇号)
- 三〇八 同外二件(河野正君紹介)(第七五〇号)
- 三〇九 同外七件(木村文明君紹介)(第七五〇号)
- 三一〇 同(菊地養之輔君紹介)(第七五〇号)
- 三一一 同外四件(小平忠君紹介)(第七五〇号)
- 三一二 同外二件(小林錦君紹介)(第七五〇号)
- 三一三 同外七件(小牧次生君紹介)(第七五〇号)
- 三一四 同外三件(齋藤憲三君紹介)(第七五〇号)
- 三一五 同外一件(椎名隆君紹介)(第七五〇号)
- 三一六 同外四件(滝井義高君紹介)(第七五〇号)
- 三一七 同(内藤友明君紹介)(第七五〇号)

三三八 同外三件(芳賀貢君紹介)(第一〇五七号)
三三九 同外一件(橋本龍伍君紹介)(第一〇五八号)
三三〇 同(原茂君紹介)(第一〇五九号)
三三一 同外三件(穂積七郎君紹介)(第一〇六〇号)
三三二 同外二件(細田綱吉君紹介)(第一〇六一号)
三三三 同(三鍋義三君紹介)(第一〇六二号)
三三四 同(武藤運十郎君紹介)(第一〇六三号)
三三五 同(横領重吉君紹介)(第一〇六四号)
三三六 同(達澤寛君紹介)(第一〇六五号)
三三七 同(有馬英治君紹介)(第一〇六六号)
三三八 同(五十嵐吉蔵君紹介)(第一〇六七号)
三三九 同外七件(生田宏一君紹介)(第一〇六八号)
三三〇 同外一件(大養健君紹介)(第一〇六九号)
三三一 同外六件(江崎眞澄君紹介)(第一〇七〇号)
三三二 同外一件(簡牛凡夫君紹介)(第一〇七一号)
三三三 同(龜山孝一君紹介)(第一〇七二号)
三三四 同(清瀬一郎君紹介)(第一〇七三号)
三三五 同外一件(久野忠治君紹介)(第一〇七四号)
三三六 同外二十件(小坂善太郎君紹介)(第一〇七五号)

三三七 同(河野金昇君紹介)(第一〇七六号)
三三八 同外二件(河本敏夫君紹介)(第一〇七七号)
三三九 同外二件(櫻内義雄君紹介)(第一〇七八号)
三四〇 同外四件(佐々木良作君紹介)(第一〇七九号)
三四一 同外十七件(志賀健次郎君紹介)(第一〇八〇号)
三四二 同外十一件(田子一民君紹介)(第一〇八一号)
三四三 同(高木松吉君紹介)(第一〇八二号)
三四四 同(塚原俊郎君紹介)(第一〇八三号)
三四五 同外十件(橋橋渡君紹介)(第一〇八四号)
三四六 同外一件(中村寅太君紹介)(第一〇八五号)
三四七 同外八件(永田亮一君紹介)(第一〇八六号)
三四八 同(松岡松平君紹介)(第一〇八七号)
三四九 同外十九件(三浦一雄君紹介)(第一〇八八号)
三五〇 同外五件(松浦東介君紹介)(第一〇八九号)
三五一 同外七件(森山欽司君紹介)(第一〇九〇号)
三五二 同(柳田秀一君紹介)(第一〇九一号)
三五三 同(吉川兼光君紹介)(第一〇九二号)
三五四 同外一件(小松信太郎君紹介)(第一〇九三号)
三五五 同外三十五件(古屋貞雄君紹介)(第一〇九四号)

三五六 同(古屋貞雄君紹介)(第一〇九五号)
三五七 同(古屋貞雄君紹介)(第一〇九六号)
三五八 同(古屋貞雄君紹介)(第一〇九七号)
三五九 同(古屋貞雄君紹介)(第一〇九八号)
三六〇 同(古屋貞雄君紹介)(第一〇九九号)
三六一 同(古屋貞雄君紹介)(第一一〇〇号)
三六二 同(古屋貞雄君紹介)(第一一〇一号)
三六三 同(古屋貞雄君紹介)(第一一〇二号)
三六四 同(古屋貞雄君紹介)(第一一〇三号)
三六五 同(古屋貞雄君紹介)(第一一〇四号)
三六六 同(古屋貞雄君紹介)(第一一〇五号)
三六七 同(古屋貞雄君紹介)(第一一〇六号)
三六八 同(古屋貞雄君紹介)(第一一〇七号)
三六九 同外二件(竹尾式君紹介)(第一一〇八号)
三七〇 市町村立高等学校教職員の退職年金通算に関する請願(辻原弘市君紹介)(第一一〇九号)
三七一 同(野原覺君紹介)(第一一一〇号)
三七二 同(松原喜之次君紹介)(第一一一一号)
三七三 同(田中正巳君紹介)(第一一一二号)
三六五 同(田中正巳君紹介)(第一一一三号)

(法務委員会)
一 中国商品展覧会準備工作員の指紋問題解決に関する請願(原茂君紹介)(第一一三三三号)
二 更生保護事業の強化に関する請願(大石武一君紹介)(第一一三三四号)
三 中国商品展覧会準備工作員の指紋問題解決に関する請願(田中久雄君紹介)(第一一三五五号)
四 同(松平忠久君紹介)(第一一三六六号)
五 同(杉浦武雄君外十六名紹介)(第一一三六九号)
六 中之条町の法務局庁舎及び官舎建設促進に関する請願(福田越夫君紹介)(第一一三三〇号)
七 名古屋刑務所移転に関する請願(横井太郎君外一名紹介)(第一一三八二号)
八 同(赤松勇君外二名紹介)(第一一三八七号)
九 新潟刑務所移転に関する請願(大島秀一君紹介)(第一一九三三号)
一〇 名古屋刑務所移転に関する請願(江崎眞澄君紹介)(第一一九六六号)
(外務委員会)
一 原水爆実験禁止等に関する請願(高木松吉君紹介)(第一二〇二二号)
二 同(山崎始男君紹介)(第一二〇二二号)
三 同(和田博雄君紹介)(第一二〇二三号)
四 同(高橋等君外二名紹介)(第一二〇三五号)
五 同(難尾弘吉君外三名紹介)(第一二〇三六号)

六 同外二件(西村力弥君紹介)(第一二〇三七号)
七 同(坂本泰良君紹介)(第一二〇一七号)
八 同(阿部五郎君紹介)(第一二〇一七号)
九 同(有馬英治君紹介)(第一二〇一八号)
一〇 同外二件(淡谷悠蔵君紹介)(第一二〇一八号)
一一 同(安藤覺君紹介)(第一二〇一八号)
一二 同(青野武一君紹介)(第一二〇一八号)
一三 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一二〇一八号)
一四 同(池田禎治君紹介)(第一二〇一八号)
一五 同(石橋政嗣君紹介)(第一二〇一八号)
一六 同外三件(石山權作君紹介)(第一二〇一八号)
一七 同(岡崎英城君紹介)(第一二〇一八号)
一八 同(簡牛凡夫君紹介)(第一二〇一八号)
一九 同外一件(川村義義君紹介)(第一二〇一八号)
二〇 同(河野正君紹介)(第一二〇一八号)
二一 同(菊池義郎君紹介)(第一二〇一八号)
二二 同(小金義照君紹介)(第一二〇一八号)
二三 同(小松幹君外一名紹介)(第一二〇一八号)
二四 同(佐竹新市君紹介)(第一二〇一八号)

一一一

- 二五 同(坂本泰良君紹介)(第五九六号)
- 二六 同(島上善五郎君外一名紹介)(第五九七号)
- 二七 同(田原春次君紹介)(第五九八号)
- 二八 同(多賀谷眞穂君紹介)(第五九九号)
- 二九 同(滝井義高君紹介)(第六〇〇号)
- 三〇 同(中村高一君紹介)(第六〇一号)
- 三一 同外一件(並木芳雄君紹介)(第六〇二号)
- 三二 同(西村彰一君紹介)(第六〇三号)
- 三三 同(野依秀市君外一名紹介)(第六〇四号)
- 三四 同(花村四郎君紹介)(第六〇五号)
- 三五 同(林博君紹介)(第六〇六号)
- 三六 同(原彪君紹介)(第六〇七号)
- 三七 同(細迫兼光君外一名紹介)(第六〇八号)
- 三八 同(松岡駒吉君紹介)(第六〇九号)
- 三九 同(三鍋義三君紹介)(第六一〇号)
- 四〇 同(門司亮君紹介)(第六一一号)
- 四一 同(額綱彌三君紹介)(第六六七号)
- 四二 同外四件(内藤友明君紹介)(第六七八号)
- 四三 同(永田亮一君紹介)(第六八九号)
- 四四 同外六件(中村時雄君紹介)(第六七〇号)

- 四五 同(中村梅吉君紹介)(第七七一號)
- 四六 同(野田卯一君紹介)(第七七二號)
- 四七 同(林博君紹介)(第七七三號)
- 四八 同(平野三郎君紹介)(第七七四號)
- 四九 同(松井政吉君紹介)(第七七五號)
- 五〇 同(三田村武夫君紹介)(第七七六號)
- 五一 同(米田吉盛君紹介)(第七七七號)
- 五二 同外一件(小林郁君紹介)(第七七八號)
- 五三 同(淺沼稻次郎君紹介)(第七九五號)
- 五四 同(淡谷悠蔵君紹介)(第七五六號)
- 五五 同(井手以誠君紹介)(第七五七號)
- 五六 同(小川豊明君紹介)(第七五八號)
- 五七 同(神近市子君紹介)(第七五九號)
- 五八 同(五島虎雄君紹介)(第七六〇號)
- 五九 同(河野密君紹介)(第七六一號)
- 六〇 同(櫻井奎夫君紹介)(第七六二號)
- 六一 同(島上善五郎君紹介)(第七六三號)
- 六二 同(田口長治郎君外三名紹介)(第七六四號)
- 六三 同外二件(田中織之進君紹介)(第七六五號)
- 六四 同(田中武夫君紹介)(第七六六號)

- 六五 同(田中稔男君紹介)(第七六七號)
- 六六 同(辻政信君外一名紹介)(第七六八號)
- 六七 同外四件(辻原弘市君紹介)(第七六九號)
- 六八 同(楠兼次郎君紹介)(第七七〇號)
- 六九 同(中井總次郎君紹介)(第七七一號)
- 七〇 同(中村梅吉君紹介)(第七七二號)
- 七一 同(丹羽兵助君紹介)(第七七三號)
- 七二 同(細迫兼光君外一名紹介)(第七七四號)
- 七三 同(松尾トシ子君紹介)(第七七五號)
- 七四 同(安平鹿一君紹介)(第七七六號)
- 七五 同(山口丈太郎君紹介)(第七七七號)
- 七六 同(山下榮二君紹介)(第七七八號)
- 七七 同(山本幸一君紹介)(第七七九號)
- 七八 同(茜ヶ久保重光君紹介)(第七八〇號)
- 七九 同(赤松勇君紹介)(第七八一號)
- 八〇 同外一件(足鹿覺君紹介)(第七八二號)
- 八一 同(石田有全君紹介)(第七八三號)
- 八二 同外一件(井堀繁雄君紹介)(第七八四號)
- 八三 同外一件(神近市子君紹介)(第七八五號)

- 八四 同(片島港君紹介)(第一一四〇号)
- 八五 同(島上善五郎君紹介)(第一一四一号)
- 八六 同外二件(田中幾三郎君紹介)(第一一四二号)
- 八七 同(中原健次君紹介)(第一一四三号)
- 八八 同外一件(中井徳次郎君紹介)(第一一四四号)
- 八九 同(中村高一君紹介)(第一一四五号)
- 九〇 同(日野吉夫君紹介)(第一一四六号)
- 九一 同(平岡忠次郎君紹介)(第一一四七号)
- 九二 同(帆足計君紹介)(第一一四八号)
- 九三 同(松尾トシ子君紹介)(第一一四九号)
- 九四 同(森本靖君紹介)(第一一五〇号)
- 九五 同(山口シヅエ君紹介)(第一一五一号)
- 九六 同外一件(山花秀雄君紹介)(第一一二二号)
- 九七 宝島に米軍基地設置反対に関する請願(池田清志君紹介)(第七七九号)
- 九八 離民及び労働者の渡米に関する請願(池田清志君紹介)(第七八〇号)
- 九九 日韓漁業問題の早期解決に関する請願(池田清志君紹介)(第七八一号)

- (大蔵委員会)
一 酒税引下げに関する請願(小牧次生君紹介)(第二二三号)

- 二 同(三宅正一君紹介)(第九六号)
- 三 国内塩業対策に関する請願(田中武夫君紹介)(第二四号)
- 四 停年退職者等の退職慰勞金課税免除に関する請願(淺香忠雄君外一名紹介)(第九五号)
- 五 国立たばこ試験場設置に関する請願(助川良平君紹介)(第九七号)
- 六 酒税引下げに関する請願(山崎巖君紹介)(第一四二号)
- 七 必需食品原料塩の販売価格引下げに関する請願(菅野和太郎君外二名紹介)(第三一八号)
- 八 同(小西寅松君外一名紹介)(第三一九号)
- 九 日本不動産銀行抵充強化に関する請願(福田超夫君紹介)(第三二〇号)
- 一〇 酒税引下げに関する請願(小林信一君紹介)(第三二一号)
- 一一 同(藤本捨助君紹介)(第三二二号)
- 一二 同(二階堂通君紹介)(第三二三号)
- 一三 停年退職者等の退職慰勞金課税免除に関する請願(砂田重政君紹介)(第三二五号)
- 一四 中小企業に対する金融緩和に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四五〇号)
- 一五 日本不動産銀行抵充強化に関する請願(竹谷源太郎君紹介)(第五三二号)
- 一六 同(田中利勝君紹介)(第六八八号)
- 一七 酒税引下げに関する請願(今松治郎君紹介)(第五三三二号)

一八 同(上林山榮吉君紹介)(第 五三三號)	三七 同(奥村又十郎君紹介)(第 九九四號)	五六 同(塚原俊郎君紹介)(第一 〇一三號)	七五 同(村松久義君紹介)(第二 〇三二號)	九三 同(井手以誠君紹介)(第一 一六三號)
一九 同(佐藤榮作君紹介)(第五 三四四號)	三八 同(加藤高藏君紹介)(第九 九五五號)	五七 同(徳田與吉郎君紹介)(第 一〇一四號)	七六 同(山本友一君紹介)(第二 〇三三號)	九四 同(井堀繁雄君紹介)(第一 一六四號)
二〇 同(廣瀬正雄君紹介)(第五 三五五號)	三九 同(簡牛凡夫君紹介)(第九 九六六號)	五八 同(中垣國男君紹介)(第一 〇一五號)	七七 同(横井太郎君紹介)(第一 〇三四號)	九五 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第 一一六五號)
二一 同(今井耕君紹介)(第六八 三號)	四〇 同(龜山孝一君紹介)(第九 九七七號)	五九 同(中山榮一君紹介)(第一 〇一六號)	七八 同(米田吉盛君紹介)(第一 〇三五號)	九六 同(伊東岩男君紹介)(第一 一六六號)
二二 同(稻富稔人君紹介)(第七 九五五號)	四一 同(川村善八郎君紹介)(第 九九八號)	六〇 同(橋橋渡君紹介)(第一〇 一七號)	七九 不渡防止対策に関する請願 (森三樹二君紹介)(第五三六號)	九七 同(伊藤卯四郎君紹介)(第 一一六七號)
二三 同(逢澤寛君紹介)(第九八 〇號)	四二 同(北澤直吉君紹介)(第九 九九九號)	六一 同(南條徳男君紹介)(第一 〇一八號)	八〇 高金利引下げに関する請願 (森三樹二君紹介)(第五三七七號)	九八 同(池田禎治君紹介)(第一 一六八號)
二四 同(赤城宗徳君紹介)(第九 八一號)	四三 同(草野一郎平君紹介)(第 一〇〇〇號)	六二 同(西村直己君紹介)(第一 〇一九號)	八一 昭和三十三年度税制改正に 関する請願(横山利秋君紹介) (第六八七號)	九九 同(石井光次郎君紹介)(第 一一六九號)
二五 同(安藤覺君紹介)(第九八 二號)	四四 同(小枝一雄君紹介)(第 一〇〇一號)	六三 同(橋本龍伍君紹介)(第一 〇二〇號)	八二 必需食品原料塩の販売価格 引下げに関する請願(馬場元治 君紹介)(第六八九號)	一〇〇 同(石野久男君紹介)(第 一一七〇號)
二六 同(五十嵐古藏君紹介)(第 九八三號)	四五 同(小坂善太郎君紹介)(第 一〇〇二號)	六四 同(畠山鶴吉君紹介)(第一 〇二一號)	八三 酒税引下げに関する請願 (阿部五郎君紹介)(第一一五三 號)	一〇一 同(稲葉修君紹介)(第一 一一七一號)
二七 同(宇田耕一君紹介)(第九 八四號)	四六 同(小林郁君紹介)(第一〇 〇三號)	六五 同(原捨思君紹介)(第一〇 一二號)	八四 同(青木正君紹介)(第一 五四四號)	一〇二 同(稻村隆一君紹介)(第 一一七二號)
二八 同(植木庚子郎君紹介)(第 九八五號)	四七 同(佐々木秀世君紹介)(第 一〇〇四號)	六六 同(平塚常次郎君紹介)(第 一〇二三號)	八五 同(青野武一君紹介)(第一 一五五號)	一〇三 同(大養健君紹介)(第一 一一七三號)
二九 同(内海安吉君紹介)(第九 八六號)	四八 同(権名隆君紹介)(第一〇 〇五號)	六七 同(廣川弘禪君紹介)(第一 〇二四號)	八六 同(赤路友蔵君紹介)(第一 一五六號)	一〇四 同(植原悦二郎君紹介) (第一一七四號)
三〇 同(小笠公昭君紹介)(第九 八七號)	四九 同(白濱仁吉君紹介)(第 一〇〇六號)	六八 同(福井順一君紹介)(第一 〇二五號)	八七 同(赤松勇君紹介)(第一 一五七號)	一〇五 同(白井莊一君紹介)(第 一一七五號)
三一 同(小笠原三九郎君紹介) (第九八八號)	五〇 同(首藤新八君紹介)(第一 一〇〇七號)	六九 同(編井盛太君紹介)(第一 〇二六號)	八八 同(西ヶ久保重光君紹介) (第一一五八號)	一〇六 同(内田常雄君紹介)(第 一一七六號)
三二 同(大石武一君紹介)(第九 八九號)	五一 同(砂田重政君紹介)(第一 〇〇八號)	七〇 同(藤枝泉介君紹介)(第一 〇二七號)	八九 同(飛鳥田一雄君紹介)(第 一一五九號)	一〇七 同(小笠原三九郎君紹介) (第一一七七號)
三三 同(大久保留次郎君紹介) (第九九〇號)	五二 同(薄田美朝君紹介)(第一 〇〇九號)	七一 同(保科善四郎君紹介)(第 一〇二八號)	九〇 同(有田喜一君紹介)(第一 一六〇號)	一〇八 同(小川豊明君紹介)(第 一一七八號)
三四 同(大野梓陸君紹介)(第九 九一號)	五三 同(田中角榮君紹介)(第一 〇一〇號)	七二 同(眞崎勝次君紹介)(第一 〇二九號)	九一 同(有馬英治君紹介)(第一 一六一號)	一〇九 同(大島秀一君紹介)(第 一一七九號)
三五 同(大村清一君紹介)(第九 九二號)	五四 同(高岡大輔君紹介)(第一 〇一一號)	七三 同(前田房之助君紹介)(第 一〇三〇號)	九二 同(井谷正吉君紹介)(第一 一六二號)	一一〇 同(大高康君紹介)(第一 一一八一號)
三六 同(大森玉木君紹介)(第九 九三號)	五五 同(高橋禎一君紹介)(第一 〇一二號)	七四 同(松田鐵藏君紹介)(第一 〇三二號)		

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その二)

- 一一二 同(大西正道君紹介)(第一一八二号)
 一一三 同(大野市郎君紹介)(第一一八三号)
 一一四 同(加藤鎌五郎君紹介)(第一一八四号)
 一一五 同(風見章君紹介)(第一一八五号)
 一一六 同(春日一幸君紹介)(第一一八六号)
 一一七 同(片山哲君紹介)(第一一八七号)
 一一八 同(神田博君紹介)(第一一八八号)
 一一九 同(唐澤俊樹君紹介)(第一一八九号)
 一二〇 同(河野正君紹介)(第一一九〇号)
 一二一 同(菊地義之輔君紹介)(第一一九一号)
 一二二 同(北吟吉君紹介)(第一一九二号)
 一二三 同(清瀬一郎君紹介)(第一一九三号)
 一二四 同(久野忠治君紹介)(第一一九四号)
 一二五 同(栗原俊夫君紹介)(第一一九五号)
 一二六 同(小泉純也君紹介)(第一一九六号)
 一二七 同(小金義照君紹介)(第一一九七号)
 一二八 同(小島徹三君紹介)(第一一九八号)
 一二九 同(五島虎雄君紹介)(第一一九九号)
 一三〇 同(佐々木良作君紹介)(第二二〇〇号)
- 一三一 同(佐竹新市君紹介)(第二二〇一号)
 一三二 同(齋藤憲三君紹介)(第二二〇二号)
 一三三 同(櫻井奎夫君紹介)(第二二〇三号)
 一三四 同(櫻内義雄君紹介)(第二二〇四号)
 一三五 同(笹本一雄君紹介)(第二二〇五号)
 一三六 同(重政誠之君紹介)(第二二〇六号)
 一三七 同(島村一郎君紹介)(第二二〇七号)
 一三八 同(杉浦武雄君紹介)(第二二〇八号)
 一三九 同(田中彰治君紹介)(第二二〇九号)
 一四〇 同(田万廣文君紹介)(第二二一〇号)
 一四一 同(高津正道君紹介)(第二二一一号)
 一四二 同(高橋等君紹介)(第二二一二号)
 一四三 同(竹谷源太郎君紹介)(第二二二三号)
 一四四 同(竹山祐太郎君紹介)(第二二二四号)
 一四五 同(塚田十一郎君紹介)(第二二二五号)
 一四六 同(床次徳二君紹介)(第二二二六号)
 一四七 同(中崎敏君紹介)(第二二二七号)
 一四八 同(中村梅吉君紹介)(第二二二八号)
 一四九 同(中村三之丞君紹介)(第二二二九号)
- 一五〇 同(中村英男君紹介)(第二二三〇号)
 一五一 同(中山マサ君紹介)(第二二三一号)
 一五二 同(永山忠則君紹介)(第二二三二号)
 一五三 同(藤尾弘吉君紹介)(第二二二三号)
 一五四 同(西村彰一君紹介)(第二二三四号)
 一五五 同(野田武夫君紹介)(第二二三五号)
 一五六 同(橋本登美三郎君紹介)(第二二三六号)
 一五七 同(長谷川四郎君紹介)(第二二三七号)
 一五八 同(林義治君紹介)(第二二三八号)
 一五九 同(原茂君紹介)(第二二二九号)
 一六〇 同(日野吉夫君紹介)(第二二三〇号)
 一六一 同(廣川弘禪君紹介)(第二二三一号)
 一六二 同(福田昌子君紹介)(第二二三二号)
 一六三 同(福永健司君紹介)(第二二三三号)
 一六四 同(淵上房太郎君紹介)(第二二三四号)
 一六五 同(古島義英君紹介)(第二二三五号)
 一六六 同(古屋貞雄君紹介)(第二二三六号)
 一六七 同(穂積七郎君紹介)(第二二三七号)
 一六八 同(星島二郎君紹介)(第二二三八号)
- 一六九 同(堀内一雄君紹介)(第二二三九号)
 一七〇 同(堀川恭平君紹介)(第二二四〇号)
 一七一 同(正木清君紹介)(第二二四一号)
 一七二 同(松尾トシ子君紹介)(第二二四二号)
 一七三 同(松平忠久君紹介)(第二二四三号)
 一七四 同(松永東君紹介)(第二二四四号)
 一七五 同(松本七郎君紹介)(第二二四五号)
 一七六 同(松本俊一君紹介)(第二二四六号)
 一七七 同(松山義雄君紹介)(第二二四七号)
 一七八 同(宮澤胤男君紹介)(第二二四八号)
 一七九 同(門司亮君紹介)(第二二四九号)
 一八〇 同(森本靖君紹介)(第二二五〇号)
 一八一 同(八木一郎君紹介)(第二二五一号)
 一八二 同(八木昇君紹介)(第二二五二号)
 一八三 同(矢尾喜三郎君紹介)(第二二五三号)
 一八四 同(柳田秀一君紹介)(第二二五四号)
 一八五 同(山本榮吉君紹介)(第二二五五号)
 一八六 同(横銭重吉君紹介)(第二二五六号)
 一八七 同(横路節雄君紹介)(第二二五七号)
- 一八八 同(横山利秋君紹介)(第二二五八号)
 一八九 同(吉川兼光君紹介)(第二二五九号)
 一九〇 同(吉田賢一君紹介)(第二二六〇号)
 一九一 同(渡邊徳蔵君紹介)(第二二六一号)
 一九二 昭和三十三年度税制改正に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第二二六七号)
- (文教委員会)
 一 義務教育費国家保障に関する請願(床次徳二君外一名紹介)(第二一九号)
 二 公立義務教育諸学校の施設費半額国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第三〇号)
 三 同(宇田耕一君紹介)(第三一号)
 四 同(吉田茂君紹介)(第三二号)
 五 同(小林信一君紹介)(第三三号)
 六 同外七十一件(櫻内義雄君紹介)(第三四号)
 七 同(林讓治君紹介)(第三五号)
 八 公立小中学校施設統合整備に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三六号)
 九 同(原茂君紹介)(第一四三三号)
 一〇 公立小中学校統合特別助成費国庫補助増額に関する請願(原茂君紹介)(第一四四号)
 一一 小中学校学級編成基準の引下げに関する請願(原茂君紹介)(第一四五号)
 一二 基地周辺学校の防音施設に関する請願(加藤鎌五郎君紹介)(第一四六号)

三八八 同 (岡崎英城君紹介) (第三八九号)

三八九 同 (奥村又十郎君紹介) (第三三九九号)

九〇 同 (加藤精三君紹介) (第三四〇号)

九一 同 (加藤常太郎君紹介) (第三四一号)

九二 同 (龜山孝一君紹介) (第三四二号)

九三 同 (菅野和太郎君紹介) (第三四三号)

九四 同 (木村文男君紹介) (第三四四号)

九五 同 (北畠吉君紹介) (第三四五号)

九六 同外二件 (菊池義郎君紹介) (第三四六号)

九七 同 (楠美省吾君紹介) (第三四七号)

九八 同 (小枝一雄君紹介) (第三四八号)

九九 同 (小平久雄君紹介) (第三四九号)

一〇〇 同 (佐伯宗義君紹介) (第三五〇号)

一〇一 同 (齋藤憲三君紹介) (第三五一号)

一〇二 同 (坂田道太君紹介) (第三五二号)

一〇三 同 (笹山茂太郎君紹介) (第三五三号)

一〇四 同 (薩摩雄次君紹介) (第三五四号)

一〇五 同 (正力松太郎君紹介) (第三五五号)

一〇六 同 (須磨彌吉郎君紹介) (第三五六号)

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その二)

- 一九五 同(杉山元治郎君紹介)(第九二八号)

一九六 同外一件(首藤新八君紹介)(第九二九号)

一九七 同外二件(田中織之進君紹介)(第九三〇号)

一九八 同(高瀬傳吉紹介)(第九三一號)

一九九 同(竹尾式君紹介)(第九三二號)

二〇〇 同外三件(辻原弘市君紹介)(第九三三號)

二〇一 同外六件(渡海元三郎君紹介)(第九三四号)

二〇二 同外四件(中村高一君紹介)(第九三五号)

二〇三 同(永田亮一君紹介)(第九三六号)

二〇四 同(西尾末廣君外三名紹介)(第九三七号)

二〇五 同(西村榮一君紹介)(第九三八号)

二〇六 同(野田武夫君紹介)(第九三九号)

二〇七 同(馬場元治君紹介)(第九四〇号)

二〇八 同(原彪君紹介)(第九四一号)

二〇九 同(藤枝泉介君紹介)(第九四二号)

二一〇 同外一件(細田綱吉君紹介)(第九四三号)

二一一 同(堀川恭平君紹介)(第九四四号)

一二二 同(前田正男君紹介)(第九四五号)

一二三 同(松山義雄君紹介)(第九四六号)

二二四 同外一件(松原喜之次君紹介)(第九四七号)

二二五 同外一件(宅正一君紹介)(第九四八号)

二二六 同外三件(粟山博君外一名紹介)(第九四九号)

二二七 同外三件(山口喜久一郎君紹介)(九五〇号)

二二八 同外八件(山口好一君外三名紹介)(九五一号)

二二九 同(山村新治郎君紹介)(九五二號)

二三〇 同(山村新治郎君外一名紹介)(九五三號)

三三一 同外一件(山本正一君紹介)(九五四号)

三三二 公立小中学校施設統合整備に関する請願(下平正一君紹介)(五六二號)

三三三 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願(内藤友明君紹介)(五六四号)

三三四 高等学校定時制課程の育英資金に関する請願(内藤友明君紹介)(五六五号)

三三五 富山大学に短期大学部設置に関する請願(内藤友明君紹介)(五六六号)

三三六 高等学校の定時制教育及び通信教育予算に関する請願(内藤友明君紹介)(五六七号)

三三七 小学校の音楽教育充実に関する請願(平田ヒデ君紹介)(五六八号)

三三八 教員の配置基準及び学級編成基準の法制化等に関する請願(池田清志君紹介)(第八〇六号)

二二九 北海道工学部精密工学科設置に関する請願(横路節雄君紹介)(第八〇八号)

三三〇 昭和三十三年度教育予算増額に関する請願(小川豊明君紹介)(第八〇九号)

三三一 駐留軍及び自衛隊飛行場等周辺学校の防音施設整備に関する請願(受田新吉君紹介)(第一〇六七号)

三三二 同(河野正君紹介)(第一〇六八号)

三三三 児童生徒災害補償法制定に関する請願(加藤鏖五郎君紹介)(第一〇六九号)

三三四 学校保健法制定に関する請願(加藤鏖五郎君紹介)(第一〇七〇号)

三三五 学校給食法の一部改正等に関する請願(加藤鏖五郎君紹介)(第一〇七一號)

三三六 教育財政確立に関する請願(加藤鏖五郎君紹介)(第一〇七二號)

三三七 公立義務教育諸学校の施設費半額国庫負担に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一〇九六号)

三三八 同(足立篤郎君紹介)(第一〇九七号)

三三九 同(石山權作君紹介)(第一〇九九号)

三四〇 同(五十嵐吉蔵君紹介)(第一〇九九号)

三四一 同(井手以誠君紹介)(第一一〇〇号)

三四二 同(井堀繁雄君紹介)(第一一〇一号)

二四三 同(今村等君紹介)(第一一〇二號)

二四四 同(小澤佐重喜君紹介)(第一一〇三號)

二四五 同外一件(大西正道君紹介)(第一一〇四号)

二四六 同(勝岡田清一君紹介)(第一一〇五号)

二四七 同(北山愛郎君紹介)(第一一〇六号)

二四八 同(河野密君紹介)(第一一〇七号)

二四九 同(佐々木良作君紹介)(第一一〇八号)

二五〇 同(佐竹新市君紹介)(第一一〇九号)

二五一 同(笹本一雄君紹介)(第一一一〇号)

二五二 同外一件(志賀健太郎君紹介)(第一一一一号)

二五三 同(椎名悦三郎君紹介)(第一一二二號)

二五四 同外一件(島上善五郎君紹介)(第一一二三號)

二五五 同(下川儀太郎君紹介)(第一一二四号)

二五六 同(鈴木善幸君紹介)(第一一二五号)

二五七 同(鈴木茂三郎君紹介)(第一一二六号)

二五八 同(鈴木義男君紹介)(第一一二七号)

二五九 同(田子一民君紹介)(第一一二八号)

二六〇 同(田中織之進君紹介)(第一一二九号)

二六一 同(田中武夫君外一名紹介)(第一二二〇号)

二六二 同外一件(田中武夫君紹介)(第一二二一號)

二六三 同(戸叶里子君紹介)(第一二二三号)

二六四 同(中會根康弘君紹介)(第一二三三號)

二六五 同外一件(中村高一君紹介)(第一二四四号)

二六六 同(長谷川四郎君紹介)(第一二五五号)

二六七 同(平岡忠次郎君紹介)(第一二六六号)

二六八 同(福井盛太君紹介)(第一二七七号)

二六九 同(福田越夫君紹介)(第一二七八号)

二七〇 同外五件(細田綱吉君紹介)(第一二八九号)

二七一 同(山本猛夫君紹介)(第一三〇〇号)

二七二 同(山口丈太郎君紹介)(第一三二二號)

二七三 同外一件(吉田賢一君紹介)(第一三二三号)

二七四 同(和田博雄君紹介)(第一三三三號)

二七五 同外一件(並木芳雄君紹介)(第一三三九号)

(社会労働委員会)

一看護人員増加に関する請願(田中武夫君紹介)(第三七七号)

二日雇労働者の賃金引上げ等に関する請願(西村彰一君紹介)(第三八八号)

三同(赤松勇君紹介)(第九八八号)

四医業類似行為既存業者の業務存続に関する請願外一件(床次徳二君紹介)(第三九九号)

五同(保利茂君紹介)(第四〇〇号)

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その二)

- 六 同(有田喜一君紹介)(第一〇〇号)
- 七 同(今澄勇君紹介)(第一〇一〇号)
- 八 同(中村三之丞君紹介)(第一〇二二号)
- 九 同(福田昌子君紹介)(第一〇三三〇号)
- 一〇 同(古井喜實君紹介)(第一〇四四〇号)
- 一一 同(山口丈太郎君紹介)(第一〇五五〇号)
- 一二 未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等に関する請願(佐々木三三君紹介)(第九九号)
- 一三 臨時工、社外工の雇用関係及び労働条件改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第二一〇号)
- 一四 戦傷失明者用杖支給に関する請願(三宅正一君紹介)(第二一一号)
- 一五 国民健康保険診療報酬支払基金制度の設置に関する請願(原茂君紹介)(第二一二号)
- 一六 豊平町の保護施設補修工事費国庫補助に関する請願(権熊三郎君外一名紹介)(第二二三号)
- 一七 同(正木清君外一名紹介)(第二二四号)
- 一八 豊平町の低所得者収容施設改修費国庫補助に関する請願(権熊三郎君外一名紹介)(第二二五号)
- 一九 国立療養所の増設増額及び特別治療費設定に関する請願(龜山孝一君紹介)(第二二六号)
- 二〇 未帰還者留守家族等援護法に関する請願(吉川兼光君紹介)(第四〇二二号)
- 二一 国民健康保険診療報酬支払基金制度の設置に関する請願(松平忠久君紹介)(第四〇三三〇号)
- 二二 未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等に関する請願(井手以誠君紹介)(第四〇四四〇号)
- 二三 豊平町の低所得者収容施設改修費国庫補助に関する請願(正木清君紹介)(第四〇五五〇号)
- 二四 未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等に関する請願(横山利秋君紹介)(第四〇六六〇号)
- 二五 医療類似行為既存業者の業務存続に関する請願(青木正君紹介)(第四一五五〇号)
- 二六 同(伊東岩男君紹介)(第四一六六〇号)
- 二七 同(井手以誠君紹介)(第四一七七〇号)
- 二八 同(池田清志君紹介)(第四一八八〇号)
- 二九 同(植木庚子郎君紹介)(第四一九九〇号)
- 三〇 同(龜山孝一君紹介)(第四二〇〇号)
- 三一 同(田子一民君紹介)(第四二一一〇号)
- 三二 同(鈴木善幸君紹介)(第四二二二〇号)
- 三三 同(鈴木茂三郎君紹介)(第四二三三〇号)
- 三四 同(吉川兼光君紹介)(第四二四四〇号)
- 三五 牧園町に温泉療養研究所設置の請願(池田清志君紹介)(第四二六六〇号)
- 三六 老齡年金制度の法制化促進に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第四二七七〇号)
- 三七 国民障害年金制度創設に関する請願(橋橋渡君紹介)(第四二八九〇号)
- 三八 社会保険強制制包括適用に関する請願外二件(石坂繁君紹介)(第四三二二〇号)
- 三九 国民健康保険事業育成強化に関する請願(木村俊夫君紹介)(第四三三三〇号)
- 四〇 勤労学徒犠牲者遺族の援護に関する請願(池田清志君紹介)(第四三四四〇号)
- 四一 児童福祉法による保育所措置費徴集基準引下げに関する請願(池田清志君紹介)(第四三四四〇号)
- 四二 戦時中の特殊漁船乗組員の戦没者遺族援護に関する請願(相川勝六君紹介)(第四三七七〇号)
- 四三 日雇労働者年末手当に関する請願(八木一男君紹介)(第五六〇〇号)
- 四四 都市清掃施設費国庫補助範圍拡大に関する請願(牧野良三君紹介)(第五六二二〇号)
- 四五 同(徳田與吉郎君紹介)(第五七三三〇号)
- 四六 予備保母費に関する請願(牧野良三君紹介)(第五六三三〇号)
- 四七 国民健康保険に対する国庫補助増額等に関する請願(牧野良三君紹介)(第五六五五〇号)
- 四八 豊平町の保護施設補修工事費国庫補助に関する請願(岡本隆一君紹介)(第七〇三三〇号)
- 四九 豊平町の低所得者収容施設改修費国庫補助に関する請願(岡本隆一君紹介)(第七〇四四〇号)
- 五〇 馬丁の身分確立並びに労働法規等の完全適用に関する請願(吉川兼光君紹介)(第七〇五五〇号)
- 五一 旅館従業員に対する健康保険法等の一部改正に関する請願(五島虎雄君紹介)(第七〇六六〇号)
- 五二 同(戸叶里子君紹介)(第七〇七七〇号)
- 五三 同(八木一男君紹介)(第七〇八八〇号)
- 五四 同(櫻井奎夫君紹介)(第七〇九四〇号)
- 五五 同(辻原弘市君紹介)(第七一〇五〇号)
- 五六 旅館従業員に対する労働基準法の完全施行に関する請願(五島虎雄君紹介)(第七〇九四〇号)
- 五七 同(辻原弘市君紹介)(第七一〇五〇号)
- 五八 同(八木一男君紹介)(第七一一一〇号)
- 五九 同(滝井義高君紹介)(第七一二二〇号)
- 六〇 健康保険法の一部改正に関する請願(山花秀雄君紹介)(第七二三三〇号)
- 六一 国民健康保険法の一部改正に関する請願(山花秀雄君紹介)(第七二四四〇号)
- 六二 結核医療費全額国庫負担に関する請願(山花秀雄君紹介)(第七二五五〇号)
- 六三 同(滝井義高君紹介)(第八二〇〇号)
- 六四 完全給食及び完全看護加算額引上げ等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第七二六六〇号)
- 六五 国立病院、療養所の増設増額に関する請願(山花秀雄君紹介)(第七二七七〇号)
- 六六 同(滝井義高君紹介)(第八二一一〇号)
- 六七 生活保護法の一部改正及び生活基準額引上げに関する請願(山花秀雄君紹介)(第七二七八〇号)
- 六八 無医村解消に関する請願(山花秀雄君紹介)(第七二八九〇号)
- 六九 社会保険による診療報酬の点数及び単価改訂に関する請願(山花秀雄君紹介)(第七三〇〇号)
- 七〇 日雇労働者の賃金引上げ等に関する請願(高瀬傳君紹介)(第七三二二〇号)
- 七一 同(横山利秋君紹介)(第七三三三〇号)
- 七二 勤労学徒犠牲者の補償に関する請願(永山忠則君紹介)(第七三三四〇号)
- 七三 引揚者等給付金法の事務取扱緩和に関する請願(池田清志君紹介)(第八一〇〇号)
- 七四 戦争犠牲者の保障に関する請願(滝井義高君紹介)(第八一六〇号)
- 七五 生活保護予算増額等に関する請願(滝井義高君紹介)(第八一八八〇号)
- 七六 生活困窮者に対する年末特別扶助に関する請願(滝井義高君紹介)(第八一九九〇号)

昭和三十一年十一月十四日 衆議院會議第九号(その二)

1110

- 一八 金屬シリコン精製助成に関する請願(小平忠君紹介)(第七四六号)
- 一九 紙幣復旧に関する請願(多賀谷貞君紹介)(第七四七号)
- 二〇 県営発電電力の県内売電制度確立に関する請願(下平正一君紹介)(第七四九号)
- 二一 新增被毛紡績に対する原毛割当に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一二八三号)
- 二二 紙業法改正等に関する請願(中村寅太君紹介)(第一二八五号)
- (運輸委員会)
- 一 大糸線輸送力増強に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第四九号)
- 二 中央線輸送力の緊急増強に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第五〇号)
- 三 常磐線電化促進に関する請願(加藤高蔵君紹介)(第五一号)
- 四 山形県左沢、荒砥間鉄道敷設促進に関する請願(林讓治君紹介)(第五二号)
- 五 野岩羽線開通促進に関する請願(八田貞義君紹介)(第五三号)
- 六 野沢、西方間鉄道敷設促進に関する請願(八田貞義君紹介)(第五四号)
- 七 大糸線輸送力増強に関する請願(原茂君紹介)(第二二八号)
- 八 中央線輸送力の緊急増強に関する請願(原茂君紹介)(第二二九号)
- 九 磐越東西両線の複線化等に関する請願(高木松吉君紹介)(第二三〇号)
- 一〇 智頭、上郡間鉄道敷設促進に関する請願(古井喜實君紹介)(第三二一号)
- 一一 私鉄、バス等の通学定期券割引率適正化に関する請願(松平忠久君紹介)(第四五一号)
- 一二 大糸線輸送力増強に関する請願(松平忠久君紹介)(第四五二号)
- 一三 中央線輸送力の緊急増強に関する請願(松平忠久君紹介)(第四五三号)
- 一四 三陸沿岸縦貫鉄道未成線敷設促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四五四号)
- 一五 小本線延長に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四五五号)
- 一六 智頭、上郡間鉄道敷設促進に関する請願(堀川恭平君紹介)(第四五六号)
- 一七 利府駅の貨物取扱復活に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四五七号)
- 一八 中田駅の車扱い存続に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四五八号)
- 一九 福島、仙台間複線化等に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四五九号)
- 二〇 東北本線岩沼以南の複線化等に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四六〇号)
- 二一 一戸、久慈間に鉄道敷設の請願(田子一民君紹介)(第四六一号)
- 二二 一戸、荒屋間に鉄道敷設の請願(田子一民君紹介)(第四六二号)
- 二三 一戸、小本間に鉄道敷設の請願(田子一民君紹介)(第四六三号)
- 二四 遊佐、吹浦両駅間に駅設置の請願(松澤雄蔵君紹介)(第四六四号)
- 二五 高崎、横川間の電車化等に関する請願(福井盛太郎君七名紹介)(第五七〇号)
- 二六 智頭、上郡間鉄道敷設促進に関する請願(河本敏夫君紹介)(第五七一号)
- 二七 鹿兒島本線電化及び複線化促進等に関する請願(瀬上房太郎君紹介)(第五七二号)
- 二八 私鉄運賃値上げ反対に関する請願(牧野良三君紹介)(第五七四号)
- 二九 大糸線輸送力増強に関する請願(下平正一君紹介)(第七五〇号)
- 三〇 中央線輸送力の緊急増強に関する請願(下平正一君紹介)(第七五一号)
- 三一 日南鉄道の宮崎駅乗入れに関する請願(伊東岩男君紹介)(第七五二号)
- 三二 魚沼線延長に関する請願(田中角榮君紹介)(第七五三三三三)
- 三三 鹿兒島本線及び日豊本線の輸送力強化に関する請願(池田清志君紹介)(第八三九号)
- 三四 上越線高崎、渋川駅間の複線化に関する請願(福田勉夫君紹介)(第八四〇号)
- 三五 千歳空港整備に関する請願(正木清君紹介)(第八四一号)
- 三六 上越線高崎、渋川駅間の複線化に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一〇八九号)
- 三七 同(五十嵐吉蔵君紹介)(第一二八六号)
- 三八 日田線輸送力増強に関する請願(池田順治君紹介)(第一〇九〇号)
- 三九 名古屋鉄道管理局管内の第一種踏切存置に関する請願(橋本兼太郎君紹介)(第一〇九二二二)
- 四〇 王子駅拡張改築に関する請願(濱野清吉君紹介)(第一〇九三三三)
- 四一 小本線延長に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇九四四四)
- 四二 板橋、下屋敷間国鉄バス路線新設に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇九五五五)
- 四三 伊勢市、長島町間に鉄道敷設の請願(濱地文平君外三名紹介)(第一二八七七)
- 四四 三陸沿岸縦貫鉄道未成線及び予定線敷設促進に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一二八八八八)
- (建設委員会)
- 一 琵琶湖水位の低下計画に関する請願(今井耕君紹介)(第五六六六)
- 二 野洲川堤防改修に関する請願(今井耕君紹介)(第五七七七)
- 三 地すべり対策防止法制定に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第五八八八)
- 四 川内川改修工事及び鶴田ダム建設促進に関する請願(小牧次生君外九名紹介)(第五九九九)
- 五 都市計画街路放射線補助第一二八号線着工促進に関する請願(花村四郎君紹介)(第一〇九九九)
- 六 低家賃住宅建設促進に関する請願(木村俊夫君紹介)(第二〇九九九)
- 七 地すべり対策防止法制定に関する請願(原茂君紹介)(第二三九九九)
- 八 吉井川下流改修工事促進に関する請願(龜山孝一君紹介)(第二四〇〇〇)
- 九 蒲生都市計画事業促進に関する請願(池田清志君紹介)(第二四四七七)
- 一〇 錦橋架替えに関する請願(愛知揆一君紹介)(第四六七七)
- 一一 仙台、岩沼間第二国道早期実現に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四六八八)
- 一二 田尻川改修促進等に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四六九九)
- 一三 日本住宅公団貸付住宅の貸付料引下げに関する請願(福永健司君外一名紹介)(第四七〇〇)
- 一四 地すべり対策防止法の制定に関する請願(松平忠久君紹介)(第四七一一)
- 一五 前浜、向原間海岸に防護保全施設設置の請願(内海安吉君紹介)(第四七二二)
- 一六 県道加世田西市来線の二級国道編入に関する請願(池田清志君紹介)(第四七三三)
- 一七 白塚海岸堤防建設に関する請願(田中久雄君紹介)(第四七四四)
- 一八 志登茂川河口、ゆんせつに関する請願(田中久雄君紹介)(第四七五五)

- 一九 二級国道名古屋富山線の一級国道編入等に関する請願(牧野良三君紹介)(第四七六号)
- 二〇 神通川水系右支高原川の河川改修工事施行に関する請願(牧野良三君紹介)(第四七七号)
- 二一 村山野川河川改良工事促進に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第四七九号)
- 二二 村山野川、最上川合流点の河川改修促進に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第四八〇号)
- 二三 新潟地区の地盤沈下に関する請願(田中彰治君紹介)(第四八一号)
- 二四 地方公共団体の行う公共事業の土地収用法執行手続簡易化に関する請願(牧野良三君紹介)(第四八九号)
- 二五 災害の特別対策確立に関する請願(牧野良三君紹介)(第五七五号)
- 二六 日本住宅公団賃貸住宅の賃貸料引下げに関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第五七六号)
- 二七 同(島上善五郎君紹介)(第五七七号)
- 二八 同(吉川兼光君紹介)(第五七八号)
- 二九 同(菅野和太郎君紹介)(第五七九号)
- 三〇 同(山村新治郎君紹介)(第五八〇号)
- 三一 国定公園日南海岸の道路舗装に関する請願(伊東岩男君紹介)(第五七七号)
- 三二 北陸地方建設局新設に関する請願(薩摩雄次君紹介)(第五七八号)
- 三三 同(大島秀一君紹介)(第八五二号)
- 三四 新潟地区の地盤沈下に関する請願(薩摩雄次君紹介)(第七五九号)
- 三五 同(大島秀一君紹介)(第八五一号)
- 三六 地すべり対策防止法制定に関する請願(下平正一君紹介)(第七六〇号)
- 三七 重要幹線街路の舗装事業促進に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第七六一号)
- 三八 治山治水予算増額に関する請願(池田清志君紹介)(第七八〇号)
- 三九 新上橋、道橋の幅員拡張に関する請願(池田清志君紹介)(第八四六号)
- 四〇 県道鹿兒島枕崎線等の二級国道編入に関する請願(池田清志君紹介)(第八四七号)
- 四一 川内川及び肝付川の改修予算増額等に関する請願(池田清志君紹介)(第八四八号)
- 四二 日光川改修工事促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一二八九号)
- 四三 県道一宮、江南、大山線舗装に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一二九〇号)
- 四四 県道一宮瀬戸線の幅員拡張等に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一二九二号)
- 四五 太曾川下流改修工事等促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一二九三号)
- 四六 土地区画整理事業の促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一二九五号)
- 四七 国道十三号線道路舗装工事に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第一二九六号)
- 四八 県道尾花沢古川線の一部舗装に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第一二九七号)
- (海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会)
- 一 未帰還者調査機構拡充強化に関する請願(龜山孝一君紹介)(第一二七号)
- 二 同(鈴木善幸君紹介)(第四一〇号)
- 三 同(山本利壽君紹介)(第五六一号)
- 四 同(櫻内義雄君紹介)(第七三五号)
- 五 同(徳安實蔵君紹介)(第七三六号)
- 六 同(古井喜實君紹介)(第一二七一号)
- (国土総合開発特別委員会)
- 一 福島県南部地方総合開発促進に関する請願(八田貞義君紹介)(第六〇号)
- 二 同(助川良平君紹介)(第一一〇号)
- 三 東北開発関係財政投融資の繰延等に関する請願(田中彰治君紹介)(第四八二号)
- 四 同(鈴木善幸君紹介)(第四八七号)
- 五 東北開発促進法に文教施策を規定の請願(田中彰治君紹介)(第四八三号)
- 六 同(鈴木善幸君紹介)(第四八四号)
- 七 同(愛知揆一君紹介)(第四八五号)
- 八 東北開発促進法による蚕糸業振興対策に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四八六号)
- 九 九州地方開発推進に関する請願(池田清志君紹介)(第八六一号)

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その二)

一三二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一冊 十五円
但し、郵費は二十円
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一至九百報課

官報

号外

昭和三十三年十一月十四日

○第二十七回 衆議院會議録第九号(その三)

本期国会において衆議院に提出された議案、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、国家公務員任命について同意又は事後承認を求めるの件、請願、質問の総数及びその結果

内閣提出議案 十件

内

予算 三件 両院可決

条約 一件 両院承認

法律案 五件 成立

国会の承認を求めるの件 一件

両院承認

議員提出議案 二十三件

内

法律案 十三件

内

成立 二件

本院閉会中審査 七件

本院審査未了 三件

委員会未付託 一件

決議案 一件 未決

重要動議 九件 可決

参議院議員提出法律案(予備審査)

二件 参議院委員会審査未了

国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 一件 可決

国家公務員任命について同意又は事後承認を求めるの件 十件

内

同意 二件

事後承認したもの 八件

本院において前国会から継続した議案 五十六件

内

内閣提出法律案 十五件 本院閉会中審査

参議院提出法律案 三十三件 本院閉会中審査

参議院提出法律案 二件 本院閉会中審査

会中審査

決算、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書 六件

内

委員長報告の通り議決 一件

閉会中審査 五件

参議院において前国会から継続した議案 七件

内

内閣提出法律案 五件

内

成立 二件

参議院閉会中審査 一件

参議院審査未了 二件

本院提出法律案 二件

内

成立 一件

参議院閉会中審査 一件

請願 千三百四十五件(四千七百五十一通)

内

採択、内閣に送付 千二百五十四件(四千六百三十九通)

採択 一件

委員会不採択 一件

委員会審査未了 八十九件(百十通)

質問 四件 書面答弁

議長報告

一、今十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

中小企業団体の組織に関する法律

中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

法律

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

法律

一、今十四日本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続すること

を議決した旨参議院及び内閣に通知した。

地方行政委員会

一、寄附募集の規制に関する法律案(北山愛郎君外十名提出、衆法第一二二号)

商工委員会

一、小売商業特別措置法案(内閣提出、第二十六回国会閣法第一五七号)

二、中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、第二十六回国会衆法第五号)

三、商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、第二十六回国会衆法第六号)

四、中小企業に対する官公需の確保に関する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第三〇号)

五、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第三二号)

六、百貨店法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第三三号)

七、日本経済の総合的基本施策に関する件

八、電気及びガスに関する件

九、鉱業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般鉱工業及び特許に関する件

一〇、通商に関する件

一一、中小企業に関する件

一二、私的独占禁止及び公正取引に関する件

一、今十四日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。

中小企業団体の法律案

中小企業団体の法律案の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

一、今十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員春日一幸君提出モーターボート競走法に関する質問に対する答弁書

モーターボート競走法に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和三十三年十一月十四日

提出者 春日 一幸

衆議院議長益谷秀次殿

モーターボート競走法に関する質問主意書

質問主意書

一 モーターボート競走法は、昭和二十六年、第十回国会に議員提出法案として提案せられ、同年六月十八日に法律第二百四十二号をもつて公布せられたものであるが、この法律の趣旨目的は、その第一条に定められているごとく、モーターボート競走を実施することによつてモーターボートの性能の向上等品質の改善とその製造事業の振興及び地方財政の改善を図るとともに、あわせて海外宣伝、海事思想の普及宣伝及び観光事業に資しようとするものである。

しかし、地方財政の改善に資することは、本法立法の主要な眼

目であつたのであるが、実際に施行の状況は、この法律の趣旨が充分に生かされておらず、地方財政に寄与する面よりも社会に及ぼす悪影響の面が一層深刻であるように思われる。

すなわち、この射的的娛樂によつて一般人心に賭博的興味が浸潤し、ついに一家を破滅に陥らしめた事例は枚挙にいとまなく、さらに地方財政を潤すよりも一部競走関係者を不当に潤しているという風評さえ聞くのである。

よつて、事の真相を明らかにするために、全国競走会連合会及び各府県競走会に対して従来政府が行つて来た経理監査及び監督の状況を詳細に報告されたい。

二 第二十六国会において、モーターボート競走法の一部改正法案が政府提案せられ、昭和三十三年六月十日に法律第七十号をもつて公布せられた。

この改正の主要な点は、運輸大臣の監督権を強化したこと、国庫納付金の制度を廃止した点であると思われる。

運輸大臣の監督権を強化したについては、従来の法律運用上にな

んらかの弊害又は不つごりの事実があつたかどうか、実情を詳しく調査して回答せられたい。

また、この改正法律は競走会連合会の権限をむしろ強化するものであるとの意見も一部には行われている。

すなわち第十九条において全国モーターボート競走会連合会への交付金についての規定を設けたこと、第二十二條の四の連合会の業務において「銀行その他の金融機関に対し資金の貸付を行うこと」ができるようになったのは、愈々連合会の権限を増大するものであると云われているが、これに対する政府の見解はどうであるか。右質問する。

昭和三十三年十一月十四日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員春日一幸君提出モーターボート競走法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出モーターボート競走法に関する質問に対する答弁書

一 モーターボート競走は、競輪、競馬と同様地方財政への寄与を目的とするとともに、モーターボート及び造船関連工業の振興も一つの目的としており、これらについては法律制定以来逐年相当な効果をあげてきたのであるが、幸い、

従来は競輪等他の競技に比し新しい故もあり、大きな事故もなく現在に至つてゐる。政府としては競走が社会に及ぼす悪影響を最少限に止めるため、極力その運営に改善を加えて明朗なものにするよう厳重な監督と行政指導を行つてきており、昭和三十年一月閣議申合せしたこの種射的競技に対する自衛方針は現在も引きつづき踏襲されている。すなわち勤労意欲を阻害しないため午前開催の禁止は、もち論のことであり、競走場の新設も今後当分の間一切許可しない方針である。

モーターボート競走法に基いて行われるモーターボート競走は、勝敗投票券を発売するので類似競技の競馬、競輪等と同様に射的競技として社会的に悪影響を及ぼす恐れがあるが、政府は従来から競走の健全化を促進するため競走の

内容を健全化し、競走の運営並びに経理の合理化を図つてきたのである。

競走会等の経理は、民法の規定の趣旨によれば当然自主的に運営することが許されているが、競走会は、各都道府県に一個が設立されモーターボート競走を委任を受けて実施するので、経理の処理の方法をある程度全国的に統一するよう指導をする必要があると考えられる。よつてこれらに対し、特に「モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の設立及び監督に関する規則(昭和二十六年七月運輸省令第六十号)を制定し、また、行政指導として「会計準則」を定め、経理の処理上過誤のないことを期している。

全国モーターボート競走会連合会は運輸省において直接、地方競走会に対しては、出先海運局をして毎年定期的に業務及び経理の監査を行い、逐年その業務の健全化について効果をあげている。

二 競走会及び全国モーターボート競走会連合会に対する運輸大臣の監督は、従来は一般の民法上の社團法人としての監督を行つてきた

が今回の改正により、その役員の選任、解任、事業計画及び収支予算はすべて運輸大臣の認可事項となり、監督が強化された。

従来のこれらの監督については、行政指導等により監督の実効を確保していたのであるが、行政指導も限界があり、今回の改正を機に以上の事項を認可事項として明文化したものである。

全国モーターボート競走会連合会の権限をむしろ強化したとの意見については、従来の振興費の取扱について説明すれば了解されることと考える。すなわち従来の振興費(国庫納付金)の受入等に関しては全国モーターボート競走会連合会は単に名目的なものにすぎず、「自転車競技法等の臨時特例に關する法律」の規定により連合会が振興費に關する業務を包括的に委託しなければならないとされている商工中金について定期的に会計検査院の検査が行われており、補助金、委託費、貸付金については運輸省がその業務並びに会計の監査を行っている。従来は運輸大臣の計画及び指示によつてこれらの振興費は支出されていたが、今

次の改正にあたつては、一応全国モーターボート競走会連合会が計画、配分計画を樹てる建前になっているが、最終的には運輸大臣の認可を必要とするので実質的には権限の増大にはなつていない。
右答弁する。

昭和三十三年十一月十四日 衆議院會議録第九号(その三)

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可